

平成28年12月定例会 厚生常任委員会記録

平成28年12月14日（水）

平成28年12月16日（金）

場所：鳥栖市議会 第2委員会室

目 次

平成28年12月14日（水） 5 頁

平成28年12月16日（金） 79 頁

平成28年12月定例会審査日程

日 次	月 日	摘 要
第 1 日	12月14日（水）	<p>開会</p> <p>審査日程の決定、その他 市民環境部関係議案審査 議案乙第37号、議案乙第38号 議案甲第37号、議案甲第39号、議案甲第40号 健康福祉みらい部関係議案審査 議案乙第37号 議案甲第38号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p>
第 2 日	12月16日（金）	<p>自由討議 議案審査 議案乙第37号、議案乙第38号 議案甲第37号、議案甲第38号、議案甲第39号 議案甲第40号</p> <p style="text-align: right;">〔総括、採決〕</p> <p>報 告（市民環境部環境対策課、健康福祉みらい部スポーツ振興課） 佐賀県東部ブロックごみ処理施設建設協議会等の経過報告 （仮称）健康スポーツセンター事業の今後の考え方</p> <p style="text-align: right;">〔報告、質疑〕</p> <p>閉会</p>

12月定例会付議事件

1 市長提出議案

[平成28年12月13日付託]

- | | | |
|---------|-------------------------------|------|
| 議案甲第37号 | 鳥栖市税条例等の一部を改正する条例 | [可決] |
| 議案甲第38号 | 鳥栖市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 | [可決] |
| 議案甲第39号 | 鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例 | [可決] |
| 議案甲第40号 | 鳥栖市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例 | [可決] |
| 議案乙第37号 | 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算(第4号) | [可決] |
| 議案乙第38号 | 平成28年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算(第5号) | [可決] |

[平成28年12月16日 委員会議決]

2 報 告

佐賀県東部ブロックごみ処理施設建設協議会等の経過報告(市民環境部環境対策課)

(仮称)健康スポーツセンター事業の今後の考え方(健康福祉みらい部スポーツ振興課)

平成28年12月14日（水）

1 出席委員氏名

委員長 中川原豊志

副委員長 柴藤 泰輔

委員 内川 隆則 成富 牧男 国松 敏昭 西依 義規 樋口伸一郎

2 欠席委員氏名

なし

3 委員会条例第19条により出席した説明員氏名

健康福祉みらい部長 詫間 聡

社会福祉課長 吉田 忠典

社会福祉課参事 松隈 義和

社会福祉課長補佐兼障害者福祉係長兼障害児通園施設園長 緒方 守

社会福祉課長補佐兼保護係長 久保 雅稔

社会福祉課高齢者福祉係長 佐藤 直美

社会福祉課地域福祉係長 八尋 茂子

健康福祉みらい部次長兼こども育成課長 石橋 沢預

こども育成課子育て支援係長 田中 大介

こども育成課担当課長鳥栖いづみ園長 久保山史葉

健康増進課長兼保健センター所長 坂井 浩子

健康増進課長補佐兼国保年金課長補佐 名和 麻美

健康増進課保健予防係長兼国保年金課係長 白山 淳子

健康増進課健康づくり係長兼国保年金課係長 松隈 由美

文化芸術振興課長 村山 一成

スポーツ振興課長 古賀 達也

スポーツ振興課長補佐兼スポーツ振興係長 大石 泰之

スポーツ振興課担当係長 時田 丈司

市民環境部長 橋本 有功

市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長	宮原 信
市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長	犬丸 章宏
市民協働推進課市民協働係長兼市民相談室相談係長兼消費生活センター消費生活センター係長	天野 昭子
市民協働推進課男女参画国際交流係長	下川 有美
市民課長	徳淵 悦子
市民課整備係長	原 隆士
市民課市民係長	大石 昌平
国保年金課長	吉田 秀利
国保年金課長補佐兼健康保険係長	古賀 友子
国保年金課年金保険係長	山内 一哲
税務課長	青木 博美
税務課長補佐兼固定資産税係長	佐々木利博
税務課市民税係長	槇 浩喜
市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長	槇原 聖二
環境対策課長補佐兼環境対策推進係長	竹下 徹
環境対策課担当係長	野中 潤二

4 出席した議会事務局職員氏名

議事調査係主任 大塚 隆正

5 審査日程

審査日程の決定、その他

市民環境部関係議案審査

議案乙第37号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

議案乙第38号 平成28年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

議案甲第37号 鳥栖市税条例等の一部を改正する条例

議案甲第39号 鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案甲第40号 鳥栖市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

〔説明、質疑〕

健康福祉みらい部関係議案審査

議案乙第37号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

議案甲第38号 鳥栖市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

開会

午前 9 時 56 分

開議

中川原豊志委員長

平成28年12月定例会の厚生常任委員会を開会いたします。



審査日程の決定、その他

中川原豊志委員長

まず、委員会の審査日程についてお諮りいたします。

お手元に、あらかじめ正副委員長協議の上、審査日程案を配付しております。

付託議案につきましては、6件でございます。

審査日程につきましては、本日14日は市民環境部関係の乙議案2件、甲議案3件の審査及び健康福祉みらい部関係の乙議案1件、甲議案1件の審査を行います。15日は予備日として、16日は現地視察、自由討議、総括及び採決ということでお願いしたいと思います。

なお、現地視察につきましては、後ほど副委員長から御説明いたします。

審査日程につきましては、以上のおりと決したいと思いますますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。

異議なしと認めます。よって、委員会日程につきましては、お手元に配付のおりと決しました。

続きまして、副委員長から現地視察につきまして御説明をお願いします。

柴藤泰輔副委員長

現地視察、今のところ予定はしておりませんが、もし、どこか現地視察をしたいという場所がありましたら、きょうの委員会終了までにお伝えください。以上です。

中川原豊志委員長

現在では、ちょっと現地視察の候補はないんですけども、視察候補があれば、本日中午に副委員長まで連絡をお願いいたします。

では、執行部準備のため、暫時休憩します。

午前 9 時 59 分休憩



午前 10 時 1 分開議

中川原豊志委員長

再開します。

まず、市民環境部長から挨拶の申し出がっておりますので、お受けいたします。

橋本有功市民環境部長

おはようございます。

平成28年12月議会、市民環境部関係議案につきまして、概要を御説明申し上げます。

御提案いたしております議案は、甲議案 3 件、乙議案 2 件となっております。

私のほうから各議案の概要を申し上げまして、詳細につきましては、各課長が御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

まず、議案甲第37号 鳥栖市税条例等の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税及び法人市民税に係ります延滞金の計算期間を見直すもの、また、日本と台湾の租税取り決めに伴い、特例適用利子及び配当に係ります個人市民税の課税に関するもの、そして、スイッチOTC医薬品の購入費用を医療費控除の対象とするものの3点の改正となっております。

次に、議案甲第39号 鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、国民健康保険税の分割金額を平準化するもの及び日本と台湾の租税の取り決めに伴い、特例適用利子及び配当に係る額を国保税の総所得金額に含めるものの2点を改正するものでございます。

次に、議案甲第40号 鳥栖市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例につきましては、マイナンバーカードによるコンビニ交付サービスの開始に伴い、印鑑登録証明書のコンビニ交付についての方法を規定するものでございます。

次に、議案乙第37号 平成28年度鳥栖一般会計補正予算（第4号）中、市民環境部関係につきましては、歳入につきましては、個人市民税の現年度課税分の増額及び歳出について、市税還付金の増額を行うものでございます。

次に、議案乙第38号 平成28年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）につき

ましては、高額療養費の増加見込み額及び平成27年度療養給付費負担金等の精算に伴います
国への返還金など、歳入歳出とも1億1,087万4,000円を補正いたしております。

以上、平成28年12月議会提案議案中、市民環境部関係の概要の説明といたします。御審議
のほど、よろしく願いいたします。

以上でございます。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

市民環境部

議案乙第37号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

中川原豊志委員長

それでは、これより、市民環境部関係議案の審査を行います。まず、議案乙第37号 平成
28年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

青木博美税務課長

議題となりました議案乙第37号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）の市民環
境部関係について御説明させていただきます。

資料は、厚生常任委員会資料に基づき、御説明いたします。1ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

款1. 市税、項1. 市民税、目1. 個人、節1. 現年課税分でございますが、個人市民税
を調定見込みより8,000万円増額補正するものでございます。

次に歳出でございます。

款2. 総務費、項2. 徴税費、目2. 賦課徴収費、節23. 償還金、利子及び割引料でござ
いますが、市県民税及び法人市民税等の歳出還付金の増加に伴い、今後の見込みにより、700
万円の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

中川原豊志委員長

以上ですね。執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

成富牧男委員

今の説明で、歳入ですね、現年課税分、調定見込みによるものだと。それがふえるからということだったと思うんです。

今後、ふえる見通しだからってということだったと思うんですが、大体通常、こんなもんなんですか。単なる質問ですけど、例年、例えば前年度は、やっぱり同じこの12月に、年度までを見込んで補正増されているっていう感じですかね。

できれば、例年こうですってということも結構ですけれども、どういうことで調定増になるのか、簡単に。

青木博美税務課長

昨年の補正額、今ちょっと手元にございませんけれども、例年、調定見込みにより、大体12月の時期に補正をさせていただいております。

成富牧男委員

大体例年の、特別なんかがあってふえたわけじゃないってことでしょうか、せめて前年度どうだったかぐらいは、手元資料で持っておっていただきたいなと思います。

以上です。

中川原豊志委員長

いいですか。

ほかございますか。

国松敏昭委員

議案が少ないとは言いながら、もう少し、ちょっとこの所得割の中身について、詳しくうちゅうか、どんな割合で、どうなのかと。8,000万円かな、プラスになったという話で、今、お話あったように、前年の状況わからないと。

それじゃあ本当にどうなのかなという思いがあるし、市税還付金の中身だって700万円、前年度よりかは、そういう話ですが、もうちょっと、説明するには、中身についてもしかるべき説明をしていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

青木博美税務課長

市民税につきましては、平成28年度当初予算の見込みとしても納税義務者数を3万4,450人で見えておりましたが、10月末の実績として3万5,050人になりまして、約600人の増がっております。

それと、平均単価にしますと、平成27年度が1人当たり9万7,000円、平成28年度分につきましては、9万7,300円ほどということで、納税義務者数の増と平均単価の増があっております、この金額になっております。

中川原豊志委員長

次に、議案乙第38号 平成28年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

吉田秀利国保年金課長

ただいま議題となりました議案乙第38号 平成28年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）につきまして、御説明させていただきます。

厚生常任委員会資料により御説明させていただきますので、よろしく申し上げます。1ページをお願いいたします。

歳入について御説明させていただきます。

款1. 国民健康保険税、項1. 国民健康保険税、目1. 一般被保険者国民健康保険税、節1. 医療給付費分現年課税分につきましては、今回の歳入、歳出の補正に伴い、財源調整を行うものでございます。

次に、款3. 国庫支出金、項1. 国庫負担金、目1. 療養給付費等負担金、節1. 現年度分及びその下の項2. 国庫補助金、目1. 財政調整交付金、節1. 普通調整交付金につきましては、高額療養費の補正に伴うものでございます。

次に、資料の2ページをお願いいたします。

款4. 県支出金、項2. 県補助金、目1. 財政調整交付金でございますが、これにつきましても、先ほどの国庫支出金と同様に、高額療養費の補正に伴うものでございます。

次に、款5. 療養給付費交付金につきましては、平成27年度療養給付費交付金の精算により、追加交付を受けるものでございます。

次に、款9. 繰入金につきましては、事務費繰入金として国保財政運営の都道府県化に伴う国保システムの改修にかかる費用を繰り入れるものでございます。

次に、3ページをお願いいたします。

歳出について御説明させていただきます。

款1. 総務費、項1. 総務管理費、目1. 一般管理費、節13. 委託料につきましては、国保財政の都道府県化に伴う国保システムの改修にかかる経費を計上するものでございます。国保システムの改修は、国保連合会に導入される国保情報集約システムとの連携を行うために必要な改修を行うものでございます。

なお、この費用につきましては、国庫補助の対象となるため一般会計の款15. 国庫補助金に同額を計上させていただきます。

次に、款2. 保険給付費、項2. 高額療養費、目1. 一般被保険者高額療養費につきましては、支出見込みにより補正をするものでございます。

当初、ひと月当たり5,000万円を見込んでおりましたが、肝炎新薬等の影響もあり、予算不足が見込まれることから、増額補正をお願いするものでございます。

次に、款8. 保健事業費、項2. 保健事業費、目1. 保健衛生普及費につきましては、ジェネリック医薬品希望シールを作成するために補正するものでございます。

次に、款11. 諸支出金、項1. 償還金及び還付加算金、目3. 償還金、節23. 償還金、利子及び割引料につきましては、平成27年度に概算交付をされていまして国からの療養給付費等負担金及び特定健康診査等負担金の交付額の精算に伴いまして、返還金をそれぞれ補正するものでございます。

以上、御説明とさせていただきます。

中川原豊志委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

成富牧男委員

今回の予算の中に、高額療養費の増額に伴う財源調整などが出てきておりますけど、今の国のほうでは、療養費の個人負担分の上限額を引き上げるような話も出ております。

もし、それがそのままやられると、高齢者にとっては大変なこと、医療抑制が起きたり、いろんなことになります。

ぜひ、わかっていたきたいのは、釈迦に説法、わかっとうるたいと言われるかもしれんけど、高齢者に限らんですけど、医療費だけやないんですよ、医療費、それから介護保険、そういう負担があると。

そして、介護保険もまた来年から上がりそうな話ですよ、利用料とか。

それと、逆に年金については、給付減というふうな方向が国会で強行採決された形——最終的にはきょうか、そういう国の動きもあります。

ちょっと前置きが長くなりましたけれども、この高額療養費の上限負担額、個人の負担額が上がろうとして、そういうことに対しての執行部として、それをどう考えているのかっていうことと、あと、それが仮に通ったとして、市財政への影響とか、そういうのがわかれば教えてください。

吉田秀利国保年金課長

高額療養費制度の見直しについてでございますけれども、今の国のほうで70歳以上の方と70歳未満の方で自己負担の設定に大きく差があるというようなことから、世代間の負担能力

に応じた負担等の観点で見直しというのは検討されてあるということでございます。

高額療養費自体、国が制度として決めるものでありますので、そこについて鳥栖市のほうがどうこう言うようなことができませんので、国の検討の内容等を注視してまいりたいというふうに考えております。

また、もし見直しがされた場合の鳥栖市の影響ということでございますけれども、国民健康保険は、高齢者の方の割合が多くなりますので、その分、自己負担が多くなりますので、その分は保険給付のほうは少なくて済むというような形にはなるんじゃないかというふうには考えておるところでございます。

以上です。

成富牧男委員

私、いつも言いますが、何か国の施策に絡んだやつでは、すぐ注視してってという言葉が使われるんですね。国の動向に注視してってという言葉が使われますけど、その国の制度ができ上がったら、もうそれに従う以外にないでしょう、例えば、いろんなペナルティーも含めてですけども。

だから、私は、実際はいろいろな形でやられているんだと思うんですね。

例えば、市長会とか、知事会とか、そういう形で要望を出しておられると思うんですけど、この件については、市長会とかの要望、制度的なものですよね、これについて、特にないんですか、そういう働きかけとか。鳥栖市だけ、鳥栖市一団体としてちゅう意味じゃなくて。

吉田秀利国保年金課長

今回のこの高額療養費につきまして、個別には要望はありませんけれども、全体的に被保険者への負担が多くなっているということから、被保険者の負担を軽減させるように、公費等の負担の増をとというような形での要望はさせていただいているところでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

要は結局、こういうことも相まって、病院にかかるのを抑制するというふうな状況が私は生まれると思います。

そうになったら逆に、そのことは、もうどうもこうもならん状態で、介護でもよく言われることですけども、かえって負担増を招く、そういうことにもなりかねないと、私は思っているんですね。

だから、そういう点では、国の制度に待ったをかけるとかは言いませんけど、これが今、国のほうで検討されているような方向で決まった場合は、どういう影響を及ぼすかという、それについてはどうですか。わかりますかね。

その及ぼす、そういうふうに決まってしまうたらどうなると……、私はさっき言ったように、もう病院にかかるのをちょっとやめとこうというふうになってしまったり、いろいろな形で、当座は医療費は下がるかもしれんけれども、最終的には救急車で担がれたとか、そういうことにもなりかねないと。

一方で、年金給付とかは下がっていくわけですよ、明らかに。

ということですけど、その分を鳥栖市でちゃんと賄いなさいとか、補助をもっとしろとか言っているわけじゃないんですよ、被保険者に対して。どうなると思われますかっていうことです、今のやつが実行されれば。私は、市民にとっていいことではないと思っているんですけど。

中川原豊志委員長

暫時休憩します。

午前10時23分休憩



午前10時30分開議

中川原豊志委員長

再開します。

吉田秀利国保年金課長

先ほどの成富議員の質問でございます。

国のほうでの見直しの論点というところが、まず、現役世代の世帯について、現役世代、70歳未満の方については、所得区分を細分化し、負担上限をきめ細やかに設けていることに対して、一方では、70歳以上の方については、現役並み所得について一本化されているというふうなことでございます。ですから、その70歳未満の方と70歳以上の方についての負担の公平性というふうなことを考えて、見直しをされているということでございます。

また、低所得者につきましては、現在では、現役世代、70歳未満の方については、上限が3万5,400円、それに対して、70歳以上の方については、低所得者については2段階に分かれています、低所得者のⅠ、低所得者のⅡという形に分かれておりまして、低所得者のⅡの方が2万4,000円、低所得者のⅠの方が1万5,000円ということで、現役、70歳以上の方との差がそこでもございます。

そういったところの格差を是正するという形での見直しを考えられておられますので、基本的には、所得の多い方について、70歳以上の方については、70歳未満の方と同等、公平性を期したところでの見直しということになりますし、低所得者についてもそこら辺の見直しという形になります。

ただ、全体的に、所得の高い方についての負担増という形の見直しをされておるかと思えますけれども、こういったことについての影響については、まだ詳細な部分っていうのがわかっておりませんので、本市としては、お答えしようがないというふうなことでの御答弁とさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

成富牧男委員

確かに、そういうところもあると思えます、最後言われましたけど。

ちょっと確認ですけど、負担減、もしくは維持っていう部分はあるんですか、今の現状で。

吉田秀利国保年金課長

低所得者の方についても、その70歳以上と70歳未満の方での負担の格差っていうものがございますので、そちらをどちらに合わせるかという部分については、ちょっと今のところ、まだ方向性が、国での考え方がまだ出ておりませんので、低くなる可能性もありますし、また、高くなる可能性もあると。そこについては、ちょっと今のところ、わからないというような状況でございます。

以上でございます。

成富牧男委員

重ねて要望ですけれども、毎回言いますけど、社会保障関係は、もう決まってからじゃ遅いですよね。決まってからじゃ遅いし、決まった後、変な言い方ですけど、尻拭いっちゃうか、窓口で職員が、何でこげんな上がったとやとか言われながらも、それに対応せないかんとか、よくある話ですよ。

だから、そういうことがないためにも、それはやっぱり、その方は、市民にとって、やっぱり負担増になった場合とかは、自分の生活、通常的生活もやっていくわけですからね。プラス、医療費、介護保険、保険料、利用料の問題になるわけですから。

医療費、この問題にしてもそうですよね。保険料の問題、利用料の問題、両方あるわけですから。

とにかく、固まってしまってからじゃ鳥栖市自体も大変でしょうが、市民対応が。悪い方向になればなるほどですね。

ですから、そこんところで、まだ決まり文句しか出てきませんでしょうけれども、ぜひで

すね、何か県の会合とか、いろいろ言う機会があれば、しっかり、やっぱり鳥栖市なりに今の国そして県の動きなどもしっかり見ながら、例えば、現状でそれが鳥栖市に当てはめられたらどうなるのか。

例えば、モデル的にここに高齢者が1人おると。この人は、単身もしくは老老2人おって、この人の税金であれば、収入であれば、介護保険料が幾らかかって、介護利用料が幾らかかって、そして、今の高額医療の、まず、納めるほうが保険料が幾らかかって、実際病気になったときに、自己負担額の額がこれぐらいかかってとか。

そういうモデル的なやつも、私、できると思うんですね、いろいろデータを持ってあるから。税のデータも、それこそ、ここにおられるグループで全部それ、わかるわけですから。

そうしたら、こりゃたまらんっていう話に、私はなると思うんですよね、国民年金だけしかないような人たちやったら、なおさら。

それで、国民年金も全額で6万円ちょっとでしょう。平均はもっと低いですよ。

だから、そういうのもしっかり考えた上で、しかるべきときに、しかるべきところで、機会を捉えて、ぜひ、やってほしいと思います。

そのためには、今申し上げたようなモデルをつくって、例えば、こういう人たちがどういうふうな状況になるのかっていうのを一回試算していただいて、実感っちゅう、うわあ、本当に大変やねって、私はなると思うんですよ。そういうのをやってほしいなど。これはもう要望です。

中川原豊志委員長

ほか、ございますか。

国松敏昭委員

そういう、モデルの云々っちゅうけど、それは、いつ、どういう形でできると。できるとね、今の話は。

私も実は、そういう事例をとおして、市民に、きちっと聞かれたときに御説明したいなという思いはありますし、本当、大事な広報だと思いますし、その辺、どうなんですか。

いつ、どういう形で、これがそういう設定をされて、そういう、きちっと説明できるような状況下にできるわけ。

中川原豊志委員長

ちょっと休憩します。

午前10時37分休憩

午前10時41分開議

中川原豊志委員長

再開いたします。

吉田秀利国保年金課長

先ほども申し上げましたように、高額療養費の制度自体の、まだ詳細な部分で、どういふふうな見直しをするかっていう部分がまだ固まっていないという状況でございますので、モデル世帯等についての試算というか、そういう比較等も、ちょっと現時点では困難ではないかなっていうふうに考えてございます。

以上でございます。

吉田秀利国保年金課長

よろしいですか。

樋口伸一郎委員

ちょっと議案でお尋ねです。3ページをお願いします。

歳出のところの、款2．保険給付費なんですけど、この12月補正の5,900万円で、説明欄に一般被保険者ほにやらで、支出見込による増額っていうふう書いてあるじゃないですか。

これ、補正予算なんですけど、一応、支出の見込みっていうふうになっているんで、この見込みっていう根拠っていうか、どうやってこの5,900万円を見込んだのかなあと思ったんで、まず、その見込みについて、ちょっと教えてほしいんですけど。

吉田秀利国保年金課長

高額療養費——一般分ですけども、につきましては、当初予算の作成は毎年11月から12月にかけて行いますけれども、去年のそのころに、当初予算で必要額を見込んだところ、その段階じゃ肝炎新薬の影響というのが、まだ余りない状況でございましたので、平成27年度の、それまでの高額療養費の毎月の支給額、この辺を大体平均して、若干伸びるだろうということでの上乗せをしたところで、当初の見込みをつくっておりました。

それで、ことしに入りまして、2月分からずっと毎月払っておりますけれども、半年間で支払った分の平均が、毎月大体5,400万円を超えたってということで、5,000万円の予算に対して5,400万円を超えたということで、今後の、過去の毎月の支出見込み額、これを、あと6カ月分の見込みを立てまして、それ全体を平均したところ、約5,900万円足りないだろうっていうふうなことでの補正額になっているところでございます。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

ちょっと、その3ページの下のほうを全体的に見てもらっていいんですけど、平成27年度云々の返還金とかだと、ここに上がってくる額も、さほど変わらんのかなというイメージがあるんですけど、ここの見込みによっては、今言われたように若干伸びるだろうという部分とか、平均的な部分を含めて計算をしていた見込みということがわかったんですけど、じゃあ、この5,900万円っていうのは、この先にまた、がばって変わることも可能性としてはあるんですか。

吉田秀利国保年金課長

特別に季節性の疾患等、インフルエンザとかが急激にはやったとか、そういったことがなければ、大体毎年同じような形っていうか、伸びで推計をしておりますし、万が一のことも考えまして、若干多めの予算を組んでおりますので、そういったことでの対応をさせていただいているところでございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。大体、よっぽどのことがない限りは、毎年横ばいというか、おおよそこのぐらいの額で行くっていうことがわかりました。

最後に、今回、補正で見込み額として上げられているんですけど、これが確定するのっていうのは、いつぐらいになるんですか。

吉田秀利国保年金課長

国民健康保険の場合、3月診療分から翌年の2月診療分を1年分ということで、診療月から約2カ月後に支払いをするということでございますので、2月診療分が確定するのは4月の終わりから5月の始め、2カ月後から3カ月後に確定をするというふうな形でございます。

樋口伸一郎委員

じゃあ、ここの12月で、やっぱりこの補正をある程度見込んどかないといけないということですね、これは確認ですけど。

以上でございます。

吉田秀利国保年金課長

そういうことでございます。

中川原豊志委員長

ほか、よろしいですか。

西依義規委員

3 ページ、印刷製本費のジェネリック希望シールなのですが、今、全体の薬代として、ジェネリックがどれぐらいの比率使われて、それが何割ぐらいにすればどのくらい削減できるっていう、何らかの試算ってあるんですか。

この製本費をかける……、もちろん54万円分の費用対効果はあるとは何となくわかるんですけれど、それが例えば今、20%が30%なると、それが5,000万円ぐらいの効果になるとか。

もちろん本人に希望シールは有効だとは思いますが、それを直接、医師会とかそういったところにジェネリックを使ってくれっていうような働きかけとかはされているんですか。もし、そういう削減効果があるのであれば。

吉田秀利国保年金課長

まず、ジェネリック医薬品の利用率っていうことをございます。利用率につきましては、医薬品自体がジェネリック医薬品に代替できる医薬品と代替できない薬品がございます。

ですから、通常、ジェネリック医薬品の利用率というときには、ジェネリック医薬品で代替のできる医薬品全体に対してのジェネリック医薬品の使用量ということを出しております。

この場合、鳥栖市の場合は、平成28年3月現在で68.3%となっております。県全体の平均が64.6%でございますので、鳥栖市は4ポイントほど高く使われているということをございます。

それで、この効果につきましては、ジェネリック医薬品についても1品ではなく複数でございますので、価格によっては安いジェネリック医薬品を使えば、その分効果は高くなるし、新薬と余り変わらない、若干安いぐらいのジェネリック医薬品もございますので、どの医薬品を使うかによって、その効果額というのは変わってくると思いますので、その辺については、詳細にはちょっと把握していないというのが現状でございます。

医師会に対してでございますけれども、ジェネリック医薬品の差額通知を実施するようになったときに、こういった形で進めていますのでということでのお願いをしたことがあるぐらいで、あとは特段、医師会のほうにはしていないということをございます。

中川原豊志委員長

いいですか。

西依義規委員

いや、いいですよ。印刷製本費、いいんですけど、結局、幾らぐらいの効果があるのかもわからなくて、何となく全国的な傾向かもわかりませんが、シールをつくって、直接処方せんを書かれるお医者さんへの働きかけもせずに、もう本人任せの希望シール。

ちょっと、事業として果たしてどうなのかっていう、この国民健康保険を担当する課として、本当に、やっぱり財政的に大変なんで、ジェネリックを推進して行って、これぐらいの

削減をして、そのためにはシール、54万円じゃあ足りんけん、やっぱ500万円ぐらいかけてとか、そういう議論にならんのかなと思うんですけど、そこはどうなんですか。

吉田秀利国保年金課長

ジェネリック医薬品の効果額については、資料をちょっと持っていないんですけども、一番安いジェネリック薬品を使った場合ってということで、連合会のほうで、ちょっと高額というのはありますので、その分についての資料は、ちょっと今手元にございませんですが、ある程度の額が効果額としては見込めるというふうなことです。

そういうことから、ジェネリック医薬品の利用率を高めるということでの取り組みとしては、本人さんが希望するというふうな形でやっているところをございます。

中川原豊志委員長

ちょっと休憩します。

午前10時51分休憩



午前10時55分開議

中川原豊志委員長

再開します。

吉田秀利国保年金課長

県の医師会等については、以前そういった形で要望をさせていただいたということで、中には医師の方で、ジェネリック医薬品を使うことについての反発等もございますので、そういったものを考慮して、現段階では、あくまでも被保険者の方への普及啓発というふうな形で、このジェネリック医薬品の希望シールというものを作成しているものをございます。

以上をございます。

中川原豊志委員長

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほか、ございますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、質疑を終わります。

休憩します。

午前10時56分休憩



午前11時7分開議

中川原豊志委員長

再開します。



議案甲第37号 鳥栖市税条例等の一部を改正する条例

中川原豊志委員長

次に、議案甲第37号 鳥栖市税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

青木博美税務課長

議題となりました議案甲第37号 鳥栖市税条例等の一部を改正する条例案について御説明いたします。

資料は、厚生常任委員会参考資料に基づき、御説明いたします。1ページをお願いします。

今回の改正は、地方税法等の一部改正に伴い、鳥栖市税条例等の一部を改正するものでございます。

改正の内容としては3点ございます。

1点目は、個人市民税及び法人市民税に係る延滞金の計算期間の見直しでございます。これは、納税者が法定期限内に申告及び納税をした後に、税務署が減額補正を行った後、さらに税務署が増額更正を行った場合に、その増額分については増額更正前にさかのぼっての延滞金は課さないというものでございます。

この見直しは、平成26年12月12日の最高裁判所の判決に基づく改正で、平成29年1月1日施行の予定でございます。

次の2ページをお願いいたします。

2点目は、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人市民税の課税の特例の創設でござ

ございます。

日本と外国の間では、税関係において租税条約を締結しますが、相手国の個人、法人の国内における所得に対して、二重課税の回避及び脱税の防止のために行うものでございます。

しかし、台湾とは正式の国交がないため、租税条約を締結することができません。そこで、民間団体である公益財団法人交流協会と亜東関係協会が租税条約に相当する日台租税取決めを作成し、2015年11月26日に署名されました。

そこで、国内でも日台租税取決めに応じた法整備がなされ、利子所得、配当所得の特別徴収については、税率の軽減か免除をされることになりまして、免税になった場合に、個人住民税の申告が義務づけられたため、条例の整備を行うものでございます。これは平成29年1月1日施行の予定でございます。

次に、3ページをお願いいたします。

3点目は特定一般用医療品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の創設でございます。これは、従来の医療費控除とは別に、新たな医療費控除を特例として定めるものでございます。健康の維持、増進や疾病の予防に一定の取り組みをされている方が、スイッチOTC医薬品を購入した場合に、1万2,000円を超える額について、医療費控除の対象とするものでございます。

控除の限度額は8万8,000円で、適用期間が平成29年1月1日から平成33年12月31日までとなっており、平成30年1月1日施行の予定です。

以上でございます。

中川原豊志委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

成富牧男委員

1つだけ教えてください。3ページの(3)の分ですね。特定一般用、云々と。この適用期間がこういうふうに限られるのはなぜですか。

青木博美税務課長

明確ではありませんが、この形態として、試行期間的なものでされるのではないかと考えております。

成富牧男委員

「ないか」やなくて、「だ」って言えるようにしとってください。オーケーです。

中川原豊志委員長

ほか、よろしいですか。いいですか。

内川隆則委員

2 ページは、一口で言うと、どういうこと。

青木博美税務課長

台湾とは正式な国交という形ではございませんので、ほかの国であれば租税条約を結びまして、それぞれの条約相手国との取り決めをしまして、二重課税とかならないような条約が結ばれております。

ただ、これまで正式な条約がなかったもので、台湾の場合は取り決めが全くなく、二重課税とかいう問題があっております。

そこで、二重課税や脱税を防ぐために、ほかの外国と同等の、条約に準じた取り決めをするための今回の整備がなされております。

中川原豊志委員長

いいですか。

内川隆則委員

二重国籍の、何か台湾の、あの人の関係でこげんなるとかい。

青木博美税務課長

これ、国籍は関係ございませんで、主に対象となるのは日本の企業が台湾で事業を行った場合、または台湾の企業が日本で事業を行った場合の課税に関しての取り決めでございます。

中川原豊志委員長

ほか、よろしいですか。

国松敏昭委員

わからんけん、3 ページを教えてほしいんですけど。

特定一般用医療品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の創設ということで、上から2行目の、スイッチO T C 医薬品の購入費用について、セルフメディケーション（自主服薬）を推進するために、医療費控除の特例として創設すると、もう少し詳しく教えてほしいんですけど。なかなか横文字は理解できんもんですから。そのスイッチO T C 薬控除っていうの、もうこの下に書いちゃったかな。

青木博美税務課長

まず、スイッチO T C 医薬品というのが、従来は医師の処方でしか買えなかった医薬品が、徐々に普通の薬局で買えるようなことになっております。

こういったものを使う対象として、セルフメディケーション（自主服薬）ということで、自己判断で必要な薬を選べるというような方に対して、長期服用とかいう方に対しても、自

分の判断で、これまで病院でしかもらえなかったような薬を薬局で購入していただくという
ようなことをございます。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

国松敏昭委員

先ほどもちょっと話しよったんですが、ああいうコンビニ的な薬局、もちろんそこに薬剤師がおって、ある程度の風邪薬等も購入できるようになっているじゃないですか。その辺の範囲がどうなのかなと。

だから、このスイッチOTC薬控除ということで、先ほどお話あった薬局で買える、まあ自己判断ということですが。そうしたら、薬と名がつけば全部該当するのかなあと思うけど、その辺。

青木博美税務課長

この資料の下の表の真ん中のところに、一番左、販売者と販売方法というのがあります。

この薬の効果と危険性といいますか、その服用に判断が必要なものということで、販売者に関しては、薬剤師のみ販売できるものと薬剤師・登録販売者で販売できるものということで分かれております。

また、販売方法についても、対面販売のみとインターネットで販売まで可能というような分類はされております。

国松敏昭委員

今、初めて見よっけんばってん、そうすると、参考に医薬品の分類と販売制度って書いてあるじゃないですか。これは、これに何か該当する、全部入るのじゃないよね。要指導医薬品のみかな、これ、そういうことですか。もうちょっと、上の参考事例を通して、詳しく教えてほしいんですけど。

青木博美税務課長

薬の種類に関しましては、まず、国のほうが薬品に含まれる成分として認めるものは公表されております。

それに対して、薬局メーカーからこういったものをしてほしいということで、申請が認められてまして、その中で、その薬の効果、強さに応じて、こういった要指導医薬品とか第1類医薬品、第2類医薬品、第3類医薬品というふうに分類がなされてまして、それぞれの効果の強さ等によって、その販売方法が分類されております。

国松敏昭委員

ということは、今、一番下のスイッチOTCの品例ば挙げてあるじゃないですか。これが

該当しますよという話で理解していいのかと思っていますけど。

青木博美税務課長

これが代表的なものでございますけれども、これ以外に今、どんどんふえておりますので、何百種類という薬はあります。

それで、見分ける方法として、今後ですけれども、箱に、これは対象ですよっていうような表示がなされるように指導は、今、されております。

中川原豊志委員長

よろしいですか。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

樋口伸一郎委員

すいません、1ページをお願いします。鳥栖市税条例等の一部を改正する条例についてです。

これ、下のグラフで、確認と教えていただきたいことですが、一番上のグラフで、当初申告の納付日があって、途中で減額更正、さらに後から増額更正、増額納付日、それで、増額分の30万円に対して延滞金が発生するというグラフだと思うんですけど。

これ、2番目のグラフに行くじゃないですか、改正前を見ると、延滞金が1年間発生していますよね。

減額更正がされて、増額更正の間が除算期間として増額更正がなされた後から納付日までが延滞金がかかるということになっていますけど、まず、ここの2番目のグラフで、この延滞金発生最初の1年間なんですけど、これまでっていうのは、この申告で減額更正、増額更正、納付日っていう流れの中で、この延滞金、1年間発生しているっていうことは、この最初の1年間の延滞金ってどこにかかっていたんですか。

例えば、最初100万円で申告をしましたと。これが後ほど、最初減額更正されるっていうときまでに、減額更正ですから、お金が減るほうになるんですけど、延滞金がかかっているっていうふうに、何かちょっと結びつかないので、2番目のグラフの説明をお願いします。

青木博美税務課長

この2番目のグラフの場合、一番上のケースでいきますと、100万円納付して50万円減額、その後30万円増額とすることになります。この30万円増額になった期間が1年以上後であった場合には、現在の法律では、1年分は延滞金をかけますよと。1年を超える分については除算をしますという制度になっております。

ですから、納付日を相当期間過ぎた後に、こういった更正が行われた場合には、現在では1年間だけ延滞金課しますというところになっております。

樋口伸一郎委員

わかりました。

それで、だとしたら、今度、これが改正される場所では、増額更正っていうか、こういう解釈で合っているのかわかんないですけど、増額が確定した時点、額面上出た時点から納付日まで延滞金が発生するっていう考え方でもいいんですか。

それはまた違うんですか。

青木博美税務課長

増額更正から納期は決まりますので、その納期を超えた分については、延滞金がつくということになります。これは現在と変わりません。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

そうしたら次、一番下のグラフに行くんですけど、これが当初申告の納付日から延滞金を課さない期間として、ずっと増額更正にいくまで今度進んで、増額更正がなされた後、納付日までに延滞金が発生するような流れになるんですかね。ということは、この一番下は、増額更正の場合にのみ、こういうふうな感じになるという考え方でいいんですか。

もう減額更正とかの場合は、延滞金はなくて、更正自体には、いろんな更正、増額とか減額とかいろいろあるんですけども、基本的に増額更正の場合にのみ、納付日までに、この期間、延滞金を適用されるという考え方でいいとですかね。

青木博美税務課長

このケースとしましては、まず、本人の申請後に税務署が減額更正を行うということをした後に、さらに税務署が増額の更正を行った場合ということで考えております。

これはなぜかといいますと、本人の意思に関係なく税務署のほうから判断をして、結局、減額したあとの増額は、同一内容であれば誤りであったということになりますので、それに加えて、当初に本人は納税も済ませております。

ですから、延滞金を課すケースには当たらないということになりまして、このケースでは、当初からの分の延滞金は課さないということになっております。

樋口伸一郎委員

このグラフ全般で見たら、当初税額100万円ですけども、一番最後のを見れば、130万円、30万円ふえていますから、税務署がそういう指摘をするときって、大体こういうパターンになることが多いと思うんですけど、結果、この額が最終的に上がった場合にのみ、この改正案が適用されるということでもいいですか。確認です。

青木博美税務課長

おっしゃるとおり、上がった分、30万円について、現在の法律では延滞金が課されてお

ますが、この分が課されないという変更でございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。

中川原豊志委員長

ほか、よろしいですか。

〔発言する者なし〕

では、質疑を終わります。

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

議案甲第39号 鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例

中川原豊志委員長

次に、議案甲第39号 鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。
執行部の説明を求めます。

吉田秀利国保年金課長

議案甲第39号 鳥栖市国民健康保険条例等の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。資料の4ページをお願いいたします。

今回の改正は2点ございます。

1点目の改正の理由につきましては、国民健康保険税の納付額に係る分割金額を平準化することで納付負担感の軽減を図るためでございます。

2点目の改正の理由は、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正に伴い、鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

次に、改正内容についてでございます。

まず、(1)につきましては、国民健康保険税の納付額を分割する場合において、これまで1,000円未満の端数全額を最初の納付期に合算していたものを、100円未満の端数全額を最初の納期に合算することに変更することで、納期限ごとの納付金額を平準化するものでございます。

分割例をごらんください。賦課額が3万9,900円の場合、改正前では1期の納付額が1万2,900円、2期以降が3,000円でございますが、改正後では1期の納付額が4,800円、2期以降が3,900円となります。1期分では8,100円の減、2期以降の分では900円の増となります。ということで、期別ごとの納付金額が平準化されることとなります。施行日につきましては、

平成29年4月1日でございます。

次に、(2)につきましては、先ほど税務課長が説明しました市税の改正と同様に、日本と台湾間の租税取り決めに規定された内容の実施に係る条例の整備として、国民健康保険税についても日本国居住者が台湾所在の投資事業組合等を通じて、日本国内において支払いを受ける利子及び配当に係る所得について、日台租税取り決めに於いて特別徴収されない場合、当該利子及び配当に係る所得について申告分離課税とし、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるものでございます。施行日につきましては、平成29年1月1日でございます。

以上、御説明とさせていただきます。

中川原豊志委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

西依義規委員

これは、(1)ですけど、納付負担感の軽減を図るためと書いてありますが、そういう声があったんでこう変えたんですか。

吉田秀利国保年金課長

そういう声は毎年ありましたということでございます。

以上でございます。

中川原豊志委員長

ほか、よろしいですか。

[発言する者なし]

では、質疑を終わります。



議案甲第40号 鳥栖市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

中川原豊志委員長

次に、議案甲第40号 鳥栖市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（案）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

徳淵悦子市民課長

ただいま議題となりました議案甲第40号 鳥栖市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、厚生常任委員会参考資料に基づき御説明いたします。

資料の5ページをお願いいたします。

まず、改正理由についてですが、平成27年10月に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が施行され、希望される方については、本人からの交付申請に基づいて、マイナンバーカードが交付されており、本市においても平成28年2月からカードの交付を行っているところでございます。

このマイナンバーカードを利用して、平成29年2月1日からコンビニエンスストア等のキオスク端末で印鑑登録証明書などを取得できるサービスを開始いたします。

これに伴いまして、印鑑登録証明書のコンビニにおける請求及び交付の方法を定める必要がありますので、鳥栖市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正するものでございます。

次に、改正の内容についてですが、印鑑登録及び証明については、総務省が定める印鑑登録証明事務処理要領に基づき、各自治体が条例を整備してその事務を行うこととなっておりますので、今回、コンビニ交付を開始するに当たり、その請求及び交付の方法に関する規定を条例に追加するものです。施行日については、コンビニ交付の開始日である平成29年2月1日としております。

なお、コンビニ交付の詳細につきましては、1月に全戸配布を予定しておりますチラシを参考資料として添付しておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上で御説明を終わります。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

樋口伸一郎委員

すいません、わかる範囲で教えていただければと思うんですけど、説明はわかったんですけど、これ、個人について書いてあります。

それで、法人にも印鑑証明とか登記簿謄本とかいろいろあるんですけど、同じことと言えば印鑑証明がありますよね。ただ、機関が法務局とか市役所とかで違ってくると思うんですよね。

ただ、総務省が定めるとか、一番下にも、法務省で認容されているということも書いてありますんで、印鑑証明については、法人でも同様の仕様になるのか。わかればですけど。ここ、わからなければいいです。

徳淵悦子市民課長

私どものほうで取り扱ってるのは、あくまでも個人さんについてでありますので、法人さんについては、ちょっとお答えいたしかねます。申しわけありません。

国松敏昭委員

コンビニもいろんな会社があると思うんですが、全部適用ですか。

徳淵悦子市民課長

セブンイレブン、それから、ローソン、サークルKサンクス、ミニストップ、ファミリーマートはコンビニのほうでも加入をしておりますけれども、デイリーヤマザキとかエブリワンにはについてはコンビニ交付には参加されていないようです。

成富牧男委員

いくつかまとめてお尋ねしたいと思いますが、これに対する費用、予算については、今回は出てきていないですけど、どれぐらい初期費用がかかるのかと、かかるのか、かからんのかですよ、かからんかもしれんって言われるから。

それで、かかるならば、幾らかっていう話と、それから、ランニングコストもですね。

また、今、サンメッセでずっとやっておられますよね。市役所以外ではサンメッセだけっていうふうに理解していいんですか。あそこの実績など、ちょっとわかったら教えてください。

徳淵悦子市民課長

初期費用、ランニングコストについては、市民課のほうでは予算を持ち合わせておりませんので、情報政策課のほうで対応していただいておりますので、必要であれば後ほど数字を出させていただきますと思います。

それで、サンメッセについてなんですけれども、サンメッセの利用件数につきましては、平成26年度合計で1,793件、平成27年度は2,340件、平成28年度が4月から10月までの件数で1,438件、御利用をいただいております。

以上です。

成富牧男委員

当然、その金目もついてくるわけですから、それぜひ、数字だけは教えてもらいたいですね。

それと、あと、サンメッセの内容は、内訳とかわかりますか。

それと、申請者は法人絡み……、例えば、業者さんというやつですたい。そういうのはわからんでしょう、内訳。

徳淵悦子市民課長

印鑑証明と住民票の内訳でよろしいですか、数。（「それと、申請者」と呼ぶ者あり）

申請者は、サンメッセでお取りいただけるのは個人さんの分で、しかも御自身の分か、御自身と同一世帯の方の分しかお取りいただけませんので、そこのところを御了承ください。

平成26年度の住民票の件数が1,004件、印鑑証明が789件、平成27年度が、住民票が1,380件、印鑑証明が960件、平成28年度、4月から10月までの住民票が802件、印鑑証明が636件となっております。

成富牧男委員

ありがとうございました。終わります。

中川原豊志委員長

先ほどの成富委員からの初期費用とランニングコストの件につきましては、一応、委員会として金額のほうが必要、とりあえず、と思いますので、委員会終了日、総括前で結構ですんで、金額だけ確認のほどお願いいたします。（「承知いたしました」と呼ぶ者あり）

内川隆則委員

今の話は、これ、部長も聞いてもらいたいばってん、どれだけ使って、どれだけ費用がかかっているのかっていうのは、聞かれんでもわかっとかにやいかんと思うよね。担当は担当でもよかばってんが、それは当然のことやもん。それを見分けながら、どういうふうにやっていったがいいのかっていうのは、聞かれんでもちゃんと把握しとかにや。

橋本有功市民環境部長

当然、今、内川委員おっしゃるように、費用としてどのぐらいかかるかという部分での情報政策課のほうでの区割りの部分と、実働として市民課のほうでどういった対応するのかという部分、市としてそこは連携をするということが、やはり必要だと思っておりますし、我々も連携しながらコンビニ交付に向けての協議等は進めさせていただいております。

もちろん、その正確な数字も必要だというふうな発言でありますので、そういうことも合わせまして、先ほど申し上げましたように、後ほど数字については確認をして、お知らせをさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

西依義規委員

これ、チラシの件でもいいですか、質問を。

実際、マイナンバーカードをつくってくれっていう話と、受け取れますっていう話が両面なのかな、これは。

それで、真ん中あたりの注意事項で、登録完了まで5営業日かかりますっていうのは、これはマイナンバーカードを申請して登録までという意味合いでいいですか。

徳淵悦子市民課長

これに関しては、注意事項のところに、利用登録は住所と本籍地を関連づけるものでって
いう部分をおっしゃっているんですよね。（「はい」と呼ぶ者あり）

今回のコンビニ交付では、例えば、北海道に住んでいらっしゃる方が鳥栖市に本籍がある
場合に、コンビニ交付を利用して戸籍証明をお取りいただくことができます。

ただ、北海道っていう住所地と、鳥栖っていう本籍地を関連づける作業が必要になります
ので、そのお手続きのために、5営業日かかりますっていうことでございます。

以上です。

西依義規委員

済みません、もう1回。

じゃあ、札幌でコンビニに行きました、そこで1回ちょちゃっとしたら、駄目なので、そ
れからまた5日後にもう1回行くということですか。

徳淵悦子市民課長

あくまでも戸籍の証明はっていうことでございます。住民票とか印鑑登録証明はっていう
ことではなくて、鳥栖市以外に住民登録をされている方が鳥栖市以外で戸籍証明を取られる
場合に、そのお手続きが必要になりますっていうことでございます。

以上です。

西依義規委員

市民の方がこれでわかればいいんでしょうけど、ちょっと僕、わかんなかったんで、聞か
せていただきました。

成富牧男委員

今のに関連して。2回行かないかんっちゃうことですよ、戸籍の場合は。

徳淵悦子市民課長

鳥栖市以外にお住まいの方の場合は、2回行っていただくか、もしくは御自身でパソコン
とかカードリーダーとかを御準備いただければ、そういった方法での登録も可能と聞いてお
りますけれども。（「登録、1回」と呼ぶ者あり）

成富牧男委員

ごめんなさい、西依議員の質問引き継いだ形で言っているんですけど、1回ぼんってした
ら5日間ぐらいお待ちくださいとなるわけでしょう。

それで、その方がもうそこにおらんで、例えば出張で違うところに行つたと。それは、別
な所の端末でも全くオーケーですかね、5日間過ぎて行くのは。

徳淵悦子市民課長

それは御住所が全く変わってしまった場合ってということでしょうか。そうではなくて、ほかのコンビニに行かれた場合ということですか。

例えば、北海道にいらっしゃって、御住所が変わられたとかではなくて、北海道にはいらっしゃるんだけど、初回登録をしていただいて、その次に戸籍の証明を取られる、別のコンビニとかで戸籍の証明を取られる場合には、もう2度目以降は必要はございません、登録の必要は。

中川原豊志委員長

大丈夫ですか。

成富牧男委員

多分オーケーだという答えだと思って聞いているんですけど、例えば、さっき言ったように出張で、鳥栖市に本籍がある人が出張で札幌、札幌でしたと。そうしたら5日間待つてくれとなったと。

その人は、大体東京在住の人で、鳥栖市に本籍があるけど、東京在住やった人で東京に戻ったと。

そうしたら、東京のコンビニで当然、できるわけですね、向こうに行かんでもね。そういうことですか。

徳淵悦子市民課長

御質問の意味を理解していなくて申しわけございませんでした。（「いえいえ」と呼ぶ者あり）全国のコンビニでお取りいただけます。申しわけございません。

中川原豊志委員長

ほか、よろしいですか。

[発言する者なし]

では、質疑を終わります。

執行部準備のため、暫時休憩をいたします。

午前11時44分休憩



午後1時8分開議

中川原豊志委員長

再開します。

まず、健康福祉みらい部長から御挨拶の申し出があります。お受けいたしますので、よろしくをお願いします。

詫間 聡健康福祉みらい部長

本委員会における健康福祉みらい部の議案につきましては、乙議案1件、甲議案1件の計2件となっておりますのでございます。

議案乙第37号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）のうち、健康福祉みらい部関係について御説明を申し上げます。

歳入といたしましては5,263万9,000円、歳出1億954万9,000円となっておりますのでございます。

補正後の一般会計予算総額245億7,049万円のうち、健康福祉みらい部の予算額は108億2,656万8,000円となります。一般会計に占める健康福祉みらいの予算割合は44.06%となっておりますのでございます。

次に、議案甲第38号 鳥栖市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。これは、県内の保険医療等の窓口での現物給付方式による医療費助成を高校生まで拡大をするものでございます。

なお、それぞれの議案の詳細につきましては、関係課長より説明させていただきますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

中川原豊志委員長

ありがとうございました。



健康福祉みらい部

議案乙第37号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

中川原豊志委員長

では、これより健康福祉みらい部関係の議案の審査を行います。

まず、議案乙第37号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

古賀達也スポーツ振興課長

それでは、お手元にお配りしております厚生常任委員会資料、健康福祉みらい部関係の1ページをお願いいたします。

まず、歳入について御説明申し上げます。予算資料の1ページでございます。

款14. 使用料及び手数料、項1. 使用料、目5. 教育使用料、節2. 保健体育使用料につきましては、スタジアム、市民プール、市民庭球場の使用料の見込みにより、補正するものでございます。

以上でございます。

吉田忠典社会福祉課長

続きまして、款15. 国庫支出金、項1. 国庫負担金、目1. 民生費国庫負担金、節1. 社会福祉費国庫負担金につきましては、障害者自立支援給付費負担金及び障害児施設措置費負担金の支出見込みに伴う補正でございます。いずれも利用者増に伴います給付費の決算見込みに対する補正でございます。国庫負担の割合は2分の1となっております。

続きまして、項2. 国庫補助金、目2. 民生費国庫補助金、節1. 社会福祉費国庫補助金につきましては、政府の平成28年度補正予算に盛り込まれました臨時福祉給付金でございます。支給及び事務に要する経費の国庫補助でございます。補助率は100%となっております。詳細につきましては、歳出のほうで改めて詳しく申し上げます。

また、同じところ、国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金につきましては、国民健康保険事業の県内一元化に向けて、被保険者の資格に関する情報を県単位で集約するために、市町のシステム改修に要する費用を補助するための国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金でございます。補助率は100%でございます。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

続きまして、節2. 児童福祉費国庫補助金の保育所等整備交付金につきましては、平成29年4月の開所を目指して現在施設建設中の私立保育所3施設の施設整備費補助事業に係る国庫補助金でございます。今年度、国庫補助金の算定基礎となる補助基準額が2.2%引き上げられたことによる増額分を補正するものでございます。

吉田忠典社会福祉課長

同じ目、節3. 生活保護費国庫補助金につきましては、生活保護システムの被保険者調査項目の変更に伴うシステム改修に要する費用の国庫補助金でございます。補助率は50%でございます。

続きまして、1ページの一番下の段、款16. 県支出金、項1. 県負担金、目1. 民生費県負担金、節1. 社会福祉費県負担金につきましては、障害者自立支援給付費負担金及び障害

児施設措置費負担金の支出見込みに伴う補正でございます。いずれも利用者増に伴います給付費の決算見込みに対する補正でございます。県の負担割合は4分の1となっております。

次のページ、2ページをお願いいたします。

項2. 県補助金、目2. 民生費県補助金、節1. 社会福祉費県補助金につきましては、当初予算で計上しておりました地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備事業）補助金の減額補正でございます。定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の整備計画が取り下げとなったため、減額補正をお願いするものでございます。当該事業所の設置を社会福祉法人が予定をしておりましたけれども、事業に必要な専門職のスタッフが確保できないということで、計画を取り下げております。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

続きまして、節2. 児童福祉費県補助金につきましては、幼稚園から認定こども園への移行に伴う施設整備補助事業に係る県補助金でございます。

安心子ども基金特別対策事業費補助金は、認定こども園の保育所部分の施設整備補助、認定こども園施設整備交付金は、幼稚園部分の施設整備補助金です。

補助事業の対象となる予定であった神辺幼稚園が認定こども園への移行に伴う園舎の移転新築事業の実施を来年度に延期したため、予定していた補助分を減額補正するものでございます。

吉田忠典社会福祉課長

続きまして、款21. 諸収入、項6. 雑入、目4. 雑入、節4. 雑入のうち、高齢者福祉乗車券負担金は、購入者の増加による高齢者負担金乗車券の歳入見込みに伴う補正でございます。

古賀達也スポーツ振興課長

その下の段でございます。スタジアムネーミングライツ料でございますけれども、現在、契約の継続の協議を行っておりますけれども、平成29年1月から3月までの3カ月分を計上いたしております。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

次に、一番下の段でございます。

款22. 市債、項1. 市債、目2. 民生債、節1. 児童福祉債の私立保育所等施設整備事業といたしまして、平成28年度中に建設される私立保育所等の施設整備補助に係るものでございます。先ほど県補助金で説明いたしましたとおり、認定こども園への移行に伴う施設整備事業が延期されたため、減額補正するものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

吉田忠典社会福祉課長

続きまして、歳出でございます。

委員会資料の3ページ目をお願いいたします。

一番上、款3. 民生費、項1. 社会福祉費、目1. 社会福祉総務費、節28. 繰出金につきましては、国民健康保険特別会計への繰出金で、歳入のところでも申し上げました国民健康保険の被保険者の資格に関する情報を県単位で集約するためのシステム改修に要する費用の繰出金でございます。

続きまして、目2. 障害者福祉費でございます。

節12. 役務費につきましては、障害児施設給付請求手数料の増加見込みに伴う補正でございます。

節20. 扶助費につきましては、障害児施設給付費及び障害者自立支援給付費の年間見込み額の不足分を補正するものでございます。

節23. 償還金、利子及び割引料につきましては、平成27年度分の主なものとしまして、障害者自立支援給付費等の国県負担金等の確定に伴い、返還をするものでございます。

次に、目3. 老人福祉費でございます。

節19. 負担金、補助及び交付金につきましては、高齢者福祉乗車券の利用者増加によるものでございます。また2つ目、シルバー人材センター補助金につきましては、国の補助金の内示額の増加に伴い、補正をするものでございます。そして一番下、地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備事業）補助金につきましては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の整備計画が取り下げとなったため、減額補正をお願いするものでございます。

次に、目7. 臨時福祉給付金給付費でございます。

平成28年12月市議会定例会予算関係説明資料、こちらの平成28年12月補正予算主要事項説明書の1ページもあわせてごらんいただきたいと思います。

臨時福祉給付金につきましては、平成26年4月の消費税率引き上げに伴い、その影響緩和策として、市民税が非課税の方などに対しまして、これまで平成26年度に1万円、平成27年度に6,000円を支給しております。

そして、今年度は主要事項説明書、右の四角に囲んでおり記載をしておりますが、低所得者の高齢者及び傷害・遺族年金受給者にそれぞれ3万円を支給しております。そして、市民税非課税の方に3,000円を支給をしているところでございます。

そして、今回の補正で、平成28年度の政府の補正予算で臨時福祉給付金の支給が実施されることとなりまして、今回約1万1,000人の方に1万5,000円を支給するということといたしまして、所要の額を計上したものでございます。

順次説明をしております。資料のほうに戻りまして、節3. 職員手当等でございます。これは、職員の時間外の手当でございます。

節4. 共済費及び節7. 賃金につきましては、臨時、嘱託職員の人件費でございます。

節11の需用費から次のページ、節14. 使用料及び賃借料につきましては、臨時福祉給付金の支給に必要な事務費でございます。

節19は臨時福祉給付金、支給をするものでございます。

節23. 償還金、利子及び割引料につきましては、平成27年度の臨時福祉給付金国庫補助金の返還金でございます。平成27年度は1万671人に6,000円を支給しておりますが、必要額を超過した国庫補助金を返還するものでございます。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

続きまして、下の段、項2. 児童福祉費、目1. 児童福祉総務費でございます。この中で、主なものにつきましては、子どもの医療費助成の現物給付の拡大に伴うものでございます。

主要事項説明書の2ページにこの事業に関する説明を上げております。子どもの医療費助成の現物給付方式の拡大に伴うシステム改修等事業でございます。これは、平成29年度から小学生以上の医療費についても現物給付による助成を実施するため、システム改修等を行うものでございます。

事業の内容といたしましては、まず、システムの改修として130万円、子どもの医療費受給資格証の郵送費として、62万円を上げております。

この現物給付に関する詳しい内容につきましては、甲議案にて条例改正案を出しておりますので、そちらのほうで詳しく説明をさせていただく予定でございます。

それでは、委員会資料のほうに戻りまして、まず節12は、先ほど申し上げましたとおり、来年度からの子どもの医療費助成の現物給付化の拡充に伴いまして、新しい受給者証を対象者全員に発送するための郵送料でございます。1万人分を上げております。

その下、節13. 委託料につきましては、子どもの医療費助成の現物給付化に伴うシステム改修が必要になりますので、この経費分、130万円を上げております。

また、現在、償還払いとなっております小学生以上の医療費助成申請書の点検整理委託料につきましては、年間見込みに不足が出ておりますので、その分の増額を30万円、補正をお願いしております。

次に、節23. 償還金、利子及び割引料につきましては、平成27年度分の未熟児養育医療国庫負担金の額の確定による国庫負担金の精算に伴う返還金でございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

目2. 保育園費でございます。

節19. 負担金、補助及び交付金の私立保育所等施設整備補助金につきましては、年間見込み額に伴う減額補正をお願いしております。この内訳といたしましては、補助金交付申請がなされた新設保育園3施設につきましては、歳入で説明いたしましたとおり、国の補助基準額の引き上げに伴う増額分が222万6,000円。認定こども園への移行に伴う園舎の移転、新築を予定していた1施設が、事業を来年度に延期したことに伴い、補助金交付申請をされませんでしたので、この分の減額分が2億4,321万8,000円、差し引き2億4,099万2,000円の減額補正をお願いしているところでございます。

次に、節23. 償還金、利子及び割引料につきましては、平成27年度分の子ども・子育て交付金の額の確定による国庫補助金の精算に伴う返還金でございます。

吉田忠典社会福祉課長

続きまして、その下、項3. 生活保護費、目1. 生活保護総務費でございます。

節13. 委託料につきましては、歳入のところでも申し上げました生活保護システムの被保護者調査項目の変更に伴うシステム改修費でございます。

節23. 償還金、利子及び割引料につきましては、平成27年度生活保護費の生活扶助及び医療費扶助等の国庫負担金等を返還するものでございます。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

次の段でございます。款4. 衛生費、項1. 保健衛生費、目1. 保健衛生総務費でございます。

節23. 償還金、利子及び割引料につきましては、平成27年度子ども・子育て支援交付金、国庫補助金の額の確定による返還金でございます。

古賀達也スポーツ振興課長

その下の段でございます。款10. 教育費、項5. 保健体育費、目1. 保健体育総務費、節19. 負担金、補助及び交付金につきましては、県大会を経まして、九州、全国大会に出場をする場合のスポーツ大会出場費補助金を実績及び見込みにより、補正するものでございます。

その下の段でございます。目3. 体育施設費、節13. 委託料のスタジアムネーミングライツ企業特典事業委託料につきましては、スタジアムネーミングライツ料の10%以内で、具体的内容につきましては現在協議中でございます。それで、今回、324万円を補正いたしております。

以上でございます。

吉田忠典社会福祉課長

続きまして、最終の6ページでございます。委員会資料6ページ、繰越明許費でございます。

款3. 民生費、項1. 社会福祉費、事業名、臨時福祉給付金給付事業につきましては、平成28年度の国の補正予算に係るものでございまして、平成28年度から平成29年度にかけて支給を実施することとしており、繰越明許費の設定をお願いしているところでございます。

以上、議案乙第37号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）につきまして、健康福祉みらい部関係の説明を終わらせていただきます。

中川原豊志委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

どなたかございますか。

成富牧男委員

スポーツ振興課のことで、1 ページ目、歳入の使用料及び手数料、最初のところですね。

3つの使用料の補正がっておりますが、このそれぞれについて、平成28年度の当初、それと、これが大体決算見込みというふうに考えていいのかっていうことが1つと、昨年と同じこの3つの使用料で、平成27年度当初は幾らであったのか。

そして、補正をされた、12月補正だというふうに聞いてますけど、12月でそれぞれ幾らやったのか。それは、決算で幾らになったのか。基本的に同じであれば同じでいいですけど。以上、まず質問をいたします。

古賀達也スポーツ振興課長

成富議員の御質問にお答えいたします。

まず、今回、使用料として補正いたしております3つの使用料の平成28年度の当初予算額でございますけれども、スタジアムの使用料につきましては、当初3,800万円、市民プールにつきましては、当初400万円、市民庭球場につきましては、当初250万円を計上いたしているところでございます。

今回、市民プール、スタジアム、市民庭球場について、今年度の決算の見込みに伴いまして補正をしたところでございます。

それから、平成27年度でございますけれども、申しわけございません、当初と補正についての資料を手元に持っておりませんけれども、決算額を申し上げますと、平成27年度のスタジアム使用料につきましては、約4,130万円、市民プールの平成27年度の決算額につきましては、約458万円、市民庭球場の平成27年度の決算額につきましては、約410万円でございます。

以上でございます。

中川原豊志委員長

よろしいですか。（「いいです、オーケー」と呼ぶ者あり）

ほかは、ようございますか。

成富牧男委員

それから、3ページ。これ、歳出でいいですね。

歳入でもちょっと触れられましたけれども、款3、項1、目3の老人福祉費、負担金、補助及び交付金の中の説明欄で言うと3つ目ですね、地域医療介護総合確保基金事業。

まず、定期巡回型云々って言われましたが、何かこれ、やっと見つかりましたっていうふうなことで、喜びよんしゃったんじゃないかなろうかと思えますけど、もうちょっと深い理由ですね、職員が集まらなかったちゅうのをおっしゃいましたけど、そこら辺の事情。

それから、そもそも手を挙げるときには、公募で、もうこの1件しかなかったのかどうか、競合するところはなかったのかどうか。まず、そこんところ、質問します。

吉田忠典社会福祉課長

まず、計画を取り下げた理由でございますけれども、募集をかけていたんですけども、専門職のスタッフが集まらなかったということで、社会福祉法人のほうからはお話を伺っております。

それで、2つ目ですけども、公募等があったのかっていうことでございますが、この補助金につきましては、地域密着型サービスでございますので、公募等は実施はしておりません。事業所のほうで、やりたいというふうなことで希望があった場合に私たちのほうに御相談をいただいて、そこで県の補助金が適用できるかどうかっていうのを県のほうとも協議をいたしまして、補助対象に挙げるというような仕組みをとっております。

以上でございます。

成富牧男委員

事業のあらましをもうちょっと。それと、スタッフはもう先にはわからんちゅうことですね。スタッフが、例えば、事業のあらましで、本来この事業はこういう人が……、施設長なら、施設長みたいなのが1、何職が1とか。何かそんな感じで教えてください。

吉田忠典社会福祉課長

事業所の種類が定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所という事業所でございます。

この事業につきましては、定期的に高齢者の方を訪問をすると、1日に3回とか、そういうふう定期的に訪問をするもの、そして、患者様、高齢者の方から呼び出しがあった場合には、その呼び出しにも対応するというような事業所でございます。

今までの訪問介護看護につきましては、1日に1回とか、そういったところしかなかったものですから、例えば、食事の後の服薬管理等も、この定期巡回・随時対応型訪問介護看護のほうでやっていると。1日に何回か定期的に回るということで、在宅での介護を推進するという意味では、非常に重要な事業者でございました。そういったようなこともございま

して、24時間対応をやっぱりするというところもございます。

介護あるいは看護というところもございますので、専門的なスタッフも、どうしても専門職が必要となるというようなところがございまして、事業所のほうとしても早くから求人は出してあったということでございますけれども、やはり応募がなかったというようなお話を聞いております。

以上でございます。

成富牧男委員

非常に残念なことです、ちょっと今、尋ねたことで漏れているのが、スタッフの要件。

吉田忠典社会福祉課長

失礼いたしました。スタッフの要件といたしましては、事業をやる上で、やはり管理者が必要と。あとは、専門職のスタッフということになります。具体的にその基準が何人必要かとまでは、ちょっと申しわけございませんが、私どもも存じておりません。

保健師、看護師、准看護師というのが、常勤換算で2.5人以上という形になっております。1人常勤が要るということでございますね。そして、オペレーターっていうのがどうしても必要ということでございます。そして、中身によっては、理学療法士、作業療法士等も必要だという形になります。そして、管理者につきましては、常勤かつ専従というようなことでございます。

そういった形で、専門職がどうしても必要になるということ、そして、必ず常勤として配置をしなければならないというようなこともございまして、なかなか事業者のほうでスタッフを確保するのが難しかったということでございます。

成富牧男委員

結構詳しく聞いているのは、これは私、違っていたら次の答弁の最初で否定していただいているんですけど、高齢者福祉計画とか介護保険の中において位置づけられていたんじゃないかと思うんですね。

いわゆる地域包括ケアシステムの中でも——目玉かどうか、そういう位置づけまではわかりませんが——そういうものだと、さっき言われたように24時間対応できる場所ですよ。それを担当、社会福祉課としても非常に、さっき言ったように、できましたって言われていたと思います。

そういう前提、そういうことなのでいろいろ聞きますけれども、大体、さっき公募、聞き間違いじゃなかったら、地域密着型なので公募をしなかったというふうに言われましたけど、これは、公募せないかんって決まっとらんけんっていう意味なのか、公募したらいいかんのか、そこら辺どうですか。

吉田忠典社会福祉課長

この定期巡回のサービスにつきましては、介護保険のサービスでございまして、介護保険の事業計画の中には盛り込んでいるところでございます。

公募につきましては、先ほど申し上げました、このサービスが地域密着型サービスとなっております。地域密着型サービスはグループホーム等とか、あるいは特別養護老人ホームと違いまして、総量の規制がないサービスでございます。ですから、事業所のほうがやりたいというふうな意思があっても、地域の中でもサービスとして必要だということがあれば、基本的には全て私たちのほうも推進していくというふうには考えているサービスでございます。

成富牧男委員

そういう意味ですね。少しわかりましたけれども、それにしても、例えばこれ、2社出てきたと。そういうときには、2社とも認めるんですか。やっぱり何か、役所のほうで、選択なさるのでしょうか。

吉田忠典社会福祉課長

2社出てきた、もし、やりたいということであれば、地域性等も、私どもも勘案をいたします。

それと、一番は事業者にとって、国の補助とかがないと、なかなかやはり施設整備等も難しいかと思えます。ですから、私たちとしては、その地域的な偏りがないような、地域的に偏りがあるっていう場合にはちょっと勘案もしますけれども、基本的には、サービスをやりたいということであれば、私たちも地域包括ケアシステムを推進していく上で、24時間対応というのは非常に望ましい体制だと思いますので、これ県の補助でございましてけれども、県の補助がとれるのであれば、推進はしていきたいというふうに考えています。

成富牧男委員

だから、推進をしていきたいということですし、当てにしとったところがこういうふうにもなるということですから、公募したらいかん、公募しながら一つ一つ、どげんですか、どげんですか、どげんですか、両方あっていいと思うんですけどね。

公募したらいかんっていうのはないんでしょう、さっきちょっと尋ねましたけど。公募っちゅうか、広くこういうことが……、制度紹介かな。

吉田忠典社会福祉課長

この事業につきましては、県内で今、実施しているのが2カ所でございまして、1つ目は小城市の社会福祉法人が実施しておりました。そこが県内で最初でございました。2つ目が田代の健翔会が今実施をしているところでございます。

いずれにいたしましても、その両方とも、なかなか利用者が少ないというような現状がご

ございます。

国とか県とか、そういったところでは、やはり24時間対応というのが今後の地域包括ケアシステムを進めていくための一番の鍵となっておりますので、そういった意味では、いろんなところに、県とかもお声かけをしているようでございますけれども、なかなか事業として成り立つのが難しい。

あと、もう1つ、先ほど今回の事例でもありますように、スタッフがなかなか集まらないと。そういったこともございまして、公募といいますか、事業者としてもやりたいという事業者もいらっしゃると思うんですが、採算的な問題を考えられると、なかなか、二の足を踏むとか、そういったところがあるのではないかと考えております。

成富牧男委員

いずれにしても、介護保険の計画の中で、そういうふうに必要なということで上げられたと思いますし、今、いわゆるミスマッチちゅうとですかね、これも。ニーズはあるはずだというのに、なかなか実際とは違うと。

そこら辺、1つはスタッフが集まらないというのは、御多分に漏れず、処遇の問題なんかもかかわってきていると思うんですけど、そこら辺はどういうふうに考えて……、今後の対応ですたいね、どういうふうに思っているのか。これ、必要だというふうなことで予算まで上げられたわけですから、そこんところ聞いて終わりにします。

吉田忠典社会福祉課長

私たちのほうは、24時間対応をしていただけるという点では、非常にありがたい施設ということで、進めていきたいというふうに考えております。

需要がないっていうのは、私たちのほうのPRがまだ不足している部分もあるかと思うので、需要を喚起していくような、こういったサービスがありますよというPRなんかも高齢者のほうにはしていきたいと。そういうことで、少しずつ利用がふえていくことで、事業としても成り立つようにしていけるように私たちも努力していきたいと考えております。

成富牧男委員

要望です。今実際、鳥栖市では健翔会さんがやっておられるということですよ。

それから、小城市はなんか、「た」って言われたのが気になりましたけど、今もやっておられるんですか。(発言する者あり) いいです、いいです。

言いたいのは、新たにやってみたいねっていう事業者が、よく門司さんに話聞いたら、こりゃやおいかんげなって、全然採算取れんげなっちゅう話になったら、もうなかなか手が挙がってきませんよね。

だから、そうならないように、必要な事業ということであれば、スタッフの処遇の問題も

含めて、法の範囲内でできること、市としてできることを考えながら、ぜひ、この事業、せっかく事業者さんがやろうच्छゅうて、途中で断念したと、こういうことにならないようにお願いしたいと思います。

以上です。

中川原豊志委員長

要望ということで。

ほか、ございますか。

国松敏昭委員

予算説明関係資料いただいております。

先ほど、民生費の社会福祉費の臨時福祉給付金の件ですが、平成28年度の臨時福祉給付金の内訳は、こうやって書いてあります。

今回、平成28年の補正の中で、ちょっと中身が、確認の意味で、事業内容が、今回は支給額は1人当たり1万5,000円になっておりまして、この支給対象者1万1,000人、支給対象者はこれだけなのか。

ちょっとこの表だけで比較すると、平成28年度に実施、臨時福祉給付金1万2,000人との整合性はどがんなっとなかと思ってやった。

1人当たりは、これは年度によって、もちろん支給額は変わってくると思いますが、まずそこら辺の捉え方च्छゅうかな、支給対象者があんまりざっくりしとんじやないかと。これ、国ならばってん、鳥栖市も1万1,000人……、1桁のところはまあ別にして、もうちょっとこの辺が正確な数字はつかめないのかなという思っです。その辺をまず、お聞きしていきたいと思っします。

吉田忠典社会福祉課長

平成28年度に当初予算で1万2,000人の方に3,000円の支給をするというふうにして、1万2,000円掛ける3,000円という形で予算をいただっいたところがござっします。その時点は、予算要求の段階で約1万2,000人が見込まれるというところで1万2,000人としております。

それで、今回の補正で上げております平成28年の臨時福祉給付金1万5,000円支給の分ですけども、実際に今年度3,000円を支給をするときに、精査等いたしましたところ、1万1,200人ぐらっいに対象者が減ったという形でござっします。当初予算で1万2,000人と見込んでいたのが、実際のところ、精査をしていくと1万1,200人ぐらっいになったというところでござっします。

今回、1万1,000人というふうにして上げておりますけれども、対象者全て臨時福祉給付金の申請にはなかなか来れないようでござっしまして、国のほうからもこういった臨時福祉給付金、今年度、高齢者とか遺族障害年金等受給者の方にも3万円っていうのを出しておりますんで、

そっちのほうで残った分があれば、今回補正で上げている臨時福祉給付金のほうに回しなさいというような、そういった通知も来ておりまして、対象者1万1,200人ぐらいですけれども、1万1,000人ぐらいということで予算措置をお願いをしているという事情でございます。

国松敏昭委員

そうしたら、あと200人、本当のその辺は、数字はつかめないんですか、対象者は。

吉田忠典社会福祉課長

対象者となる方が、住民税が非課税というのが原則でございます。そして、非課税でかつ住民税課税の方から扶養をされていないと、こういうような条件もございます。つまり、自分は非課税なんだけれども、実は自分の子供の扶養に入っていると。

それで、そのお子さんは住民税課税という場合には、この臨時福祉給付金の対象になりませんので、そういった方がいろいろ出てくるという形もありまして、そういった意味で、なかなか最終的な確定っていうのが、すぐはできないというふうな形になっています。

国松敏昭委員

同居家族が該当するのか、別家族もそれに該当するのかわかりませんが、ちょっと細かい内容はわかりませんが、そうしたら、何パーセントぐらい支給される見込みですか。これを単純に割ればいいのか、この1億6,500万円。

吉田忠典社会福祉課長

今年度3,000円を支給した方がございますけれども、この方と今回補正で支給する方っていうのは、対象者としては一緒でございますので、3,000円を支給される方が1万1,211人ほどいらっしゃいます、対象としてはですね。ですから、今回1万5,000円を支給する方も同じように対象としては1万1,211人となります。

そのうち、100%申請というところがなかなかございませんので、1万1,211人のうち1万1,000人相当は予算措置をしているというところでございます。

国松敏昭委員

わかりました。そうしたら、申請主義はもう行政の最たるものですけど、来られない人に対しては、もう一度か何度、周知徹底するか知りませんが、ほったらかすしかなかとか。

吉田忠典社会福祉課長

私ども、対象者の方に最初に申請書とか御案内とかを一気にお送りします。

その後、申請がない場合に、もう一度勧奨の御通知を差し上げているところでございます。

国松敏昭委員

いずれにしても、残りは当然、国なり県へ返還するんでしょうけど、本当に、困っとる人のための施策だと思うんですね。その辺、周知徹底が本当に今のやり方でいいのかという

思いがあつての質問もありますので、その辺は、過去のそういう足りないところ、どうやって補って、できるだけ対象者にはきちんと手だてが行くようにしてほしいなという思いでおります。

以上です。

成富牧男委員

ちょっと今、国松議員が言われた分から先に言いますが、必ず残る部分があると思うんですね。大体どういうふうな傾向の方なのか。例えば、社協とか民生委員さんとかにお手伝いとか、もうお願いはされているのか。大体どういうものが何件ぐらい残る……、もうまとめて聞きますね。それが1つ。

それと、この臨時福祉給付金事業をやるのに、3ページがそのための費用ですよ。3ページの給付費、例えば、職員手当等が143万7,000円、それから、賃金が268万8,000円、そして、導入等委託料が248万8,000円、合わせて幾らですかね。

かなりこれをやるために費用がかかっているってことだと思うんですけど、今言った部分の、例えば、職員が何のために、職員の超勤の分じゃないんですか。それも含めて、こういうためにこういう費用がかかりますというの、もうちょっと詳しくお願いします。

それから、システム等導入等委託料の248万8,000円ですけど、先ほど最初に説明があつたように、平成26年、27年、28年というふうにはずっと来てはいますが、この委託料はその都度かかっているのでしょうか。もし、かかっているとすれば、それぞれ幾らかかつたのか。

それと、最後です。最後の質問は、低所得者に対して制度的な対応を行うまでの間とありますが、国が想定しているやつでいいですよ、そこところを。

以上、説明をお願いします。

吉田忠典社会福祉課長

幾つか質問があつたうちですけれども、まず、未申請者がどのような方かというところがございます。

私たちのほうもどのような方かというの、ちょっと把握は十分にはできてはおりませんが、例えば、施設等に御入居されていらっしゃる方につきましては、私たちのほうも施設を通じた申請もお願いはしているところでございます。ですから、例えば、一人暮らしの方とか、高齢者とか、あるいは障害者とか、やはりそういった方ではないかと思込んでいるところでございます。

あと、2つ目の費用の内訳でございます。職員手当につきましては、市職員の時間外勤務手当となっております。（「そりゃいいですよ」と呼ぶ者あり）共済費……、（「何時間ぐらいか」と呼ぶ者あり）時間数。（「なかなか、わからんならよかです」と呼ぶ者あり）

中身ですね。申請を昼間受け付けまして、夜、システムのほうに入力をするというところ
でございます。できるだけ私たちも、申請をいただいたら早く支給をしたいと考えておりま
すので、昼間は嘱託の職員等はいらっしゃるんですけども、昼間受け付けをしていただいて、夜に
なって入力をする。それで、できるだけ早く支給をするように努めているというところ
でございます。

そして、委託料関係でございますけれども、平成26年、27年のそれぞれ委託料はございま
した。

あと、幾らだったのかとは、ちょっと手元に持っておりませんので、具体的な金額につい
てはわからないんですが、システムの改修等にやっぱりこういった金額が必要となってきま
すので、システムの開発業者に委託料としてシステムの改修をお願いをしているというこ
ろでございます。

それで、あと通信運搬費や手数料につきましては、申請書の発送とかそういったものでご
ざいます。

手数料につきましては、振り込みに係る銀行への手数料という形になっております。

事務機の借上料につきましては、システムを動かすパソコンとか、あるいは申請書を打ち
出すプリンターとか、そういった事務機器の借り上げの費用になっております。

それと、最後ですけれども、制度的な対応を行うまでの間っていうところでございますが、
消費税の引き上げにつきましては、例えば、引き上げのときにいろいろ議論になっておりま
す軽減税率、そういったものを導入する、低所得者に対する制度的な支援という形で、そう
いった軽減税率等の導入等が制度的な対応というふうに国のほうでは考えているようでござ
います。

以上でございます。

成富牧男委員

いろいろ尋ねましたけれども、今の最後の部分でもそうですけれども、制度的な対応って
今言われたのは、軽減税率の話でした。また軽減税率をやるのに、さまざまなシステム改修
等が必要になってくるんじゃないかと私は思ってます。

とにかく、こういう平成26年度からずっとそれぞれにシステム改修費、今回が248万8,000
円ですから、多分、余計給付金があるから余計委託料がかかるということではないでしょう
から、大体それぐらいの改修がかかってくるんだと思います。こういうことでいいのかとい
うことなんですよ。

消費税はずっとかかってくるし、これは、一月に1万5,000円じゃないんですよ。年間1
万5,000円でしょう。1人当たり、支給額は1万5,000円ですよ。

ですから、私は消費税を上げるのではなく、きちっとしたところから財源は見つけてきて、恒久的な、それこそ恒久的な、低所得の方が困らないようなやり方をすべきじゃないかと思えます。

さっき、臨時給付金の対象で、扶養に、遠隔地扶養なんかも入ってくるんですよね、これ。そうしたら、細くと言いますか、これがまた多分難しくて、またそこでシステム改修とかが生じてくる、もらい得する人が、不公平が出てこんとも限らないわけですね。その捕捉の仕方、捕捉が本当に100%できるのか。

だから、いろいろ問題があるから、そういうのを考えるとまた複雑なシステムを考えるといかんみたいな、どんどんどんどん、どつぼにはまるような形になっていっているんだと私は思います。

それで、皆さん方にも、結局そのしわ寄せが来ているんですよね、さっき、昼間されんことを夜せないかんと。

そして、まだこれだけやないですよ、いろいろな形で福祉の制度が変わったら、通常業務もやりながら、そして、制度の改正に応じた仕事をまた別にやらないかとか。

さっき市民環境部のほうでも申し上げましたけど、やっぱり一番皆さん方が最前線におられて、市民と接触される機会も多いわけですから、いろいろな制度が改変されようとするときには、ぜひ、現場の声を届けていただきたいと、上のほうにですね、県、国のほうに届けていただきたいということを要望して終わります。

樋口伸一郎委員

すいません、国松議員さんとちょっとかぶるところなんですけど、委員会資料の3ページと予算説明関係資料の1ページです。

先ほど出ていましたけど、まず、委員会資料の3ページで、款3の民生費、項1. 社会福祉費、目7. 臨時福祉給付金給付費、ここを全部見ると、節23の返還金以外、節19番まででいって、19番が1億6,500万円の臨時福祉給付金。あと、それ以外を、節14から全部足したら1,051万2,000円になるのかなっていうふうに、今ちょっと考えていたんですけど、これ国庫支出金が10分の10で考えたときに、先ほどちょっと出ていた約1万2,000人ということで、今、お考えを示されたんですけど、実際のところ1万1,211人っていう数字も出ましたよね。

それで、国庫支出金10分の10で考えたら、もらえない方もおられるだろうという見込みをされるよりも、この1万1,500人もしくは1万1,300人とかでこの補正予算を組んで、そういうもらえない人の見込みよりも、全員にお渡しできるようにっていうような考え方で、そもそもこの金額を出したほうがいいんじゃないかなと思いつつながら御答弁をお聞きしてたんですけど。そのあたりの御見解っちゃうか御所見はどがんですか。

吉田忠典社会福祉課長

私どものほうでも、最初、臨時福祉給付金の3,000円の支給については1万2,000円で予算措置をしておりましたので、対象者が同じ今回の補正の部分につきましても、同じ1万2,000人という形で補正を上げようかというふうに考えておりましたけれども、国のほうからも結構、指導といいますか通知がございまして、国のほうとしては、お金の現ナマっていうか、が余らないので、毎年返還になる部分が相当出てきているようでございます。

その部分については、返還が少なくて済むように、平成28年の当初予算で組んでいる、その3万円の臨時福祉給付金、そういったものの余りが出るようであれば、そっちのほうを流用してでも使ってくださいというような通知がございましたので、私たちのほうも、国のそういった通知に従いまして、1万1,000人という形で予算要求をしていく、予算をお願いしているところでございます。

樋口伸一郎委員

わかりました。ありがとうございます。

今おっしゃった御答弁であれば、ちょっと余ってくる分って言う言い方が適切かわかんないんですけど、全国各自治体で、少額でもそうしたお金がまた返還金という形集まれば、確かに莫大になると思うんですよ。

それで、じゃあ少な目に、この予算を少なめに組んで、それで、余った分とかで対応しながらやってくださいという方針が示されていたということで、今回の補正に関してでは理解できます。

でも、仮に、ここはお尋ねなんですけど、じゃあ鳥栖市は鳥栖市で考えたときに、100%って言うのは、本当、難しいんでしょうけど、1万2,100人にお渡しができましたということになった場合って言うのは、不足、ほかの余った分から持ってくるような形になるじゃないですか。そういうときは、返還金の逆のパターンで、10分の10であれば対応していただかないといかんようになると思うんですよ、国のほうから。そうしたときの対応というのも国のほうは示されているんですか。逆のパターンなんですけど。

吉田忠典社会福祉課長

制度としては、追加交付という制度はございますので、もし不足した場合には追加交付の申請を行って、後ほど、お金をいただくという形にはできるかと思えます。ただ、なかなか、市のほうも現金がない場合もございまして、そういった意味では、市のほうもできるだけそういった追加交付が出ないような形ではやっているところでございます。

樋口伸一郎委員

わかりました。そうしたら、例えばですけど、さっきからちょっと出ているんですけど、

「約」で示された数字の範囲が1,000の桁で約になっているので、1万2,000人から1万1,000人ということになっているので、その細かい部分を国の方針でできるだけ少なめについていうところと言われたのであれば、例えば、1桁まであらわさなくても、約1万1,200人っていうような試算の仕方もできたのかなと思います。

だから、できるだけ国には少なくしてますけど、この予算としては、きっちり現実に近い数字で持ってきていたほうがいいのかなと思ったので。やっぱりこれも万の桁を四捨五入すれば1万人になるじゃないですか。

だから、できるだけ細かい数字で、なおかつ少なくなるように努力していただいて、できるだけ多くもらいつつも少なく試算しているという言い方で、こうした予算を組んでいければなと思って。そのほうが渡すときにも安心して、より多くの方に渡せるようになるかなと思ったので。最後、その辺のお考えについて、御答弁いただければ、この件についてはこれで終わります。

吉田忠典社会福祉課長

議員の御提案のとおり、できるだけ私たちのほうも細かい数字って言いますか、そういう精査した数字でお示しできるようにしていきたいと思っております。

中川原豊志委員長

ほか。

国松敏昭委員

それで、気になるのが、今、やるとされているように、本当に、きちんとそれが周知、211名かな、もらっていないと理解するたいね、今、数字ね。その辺が、本当にそういう該当する人への周知っちゅうのが、どうなのかなと。

過去もいろいろこの給付金の制度あって、どのくらいされたのかその実態、聞かなくちゃわかりませんが、本当に、鳥栖市は人口ふえたり、いろいろ流入、流出人口が多いとは言いながら、この辺は、実態は全部つかんであると思うんですよね、211名の。なぜ対象者が、漏れたっちゅうか、申請されなくてっていうのが、その辺の思いっていうかな。

本当に、国の大事なお金がそうやって、困ったっちゅうよりも、そういう対象者にやろうという制度の中で、これ、適正かどうかっちゅうのは、私もわかりませんがね。どういふふうな取り組みをされているのかと。再度、その辺が聞きたいなということと、先進地あたりはどがんか知らんけど、その辺まで、今やと1.9%くらいなるもんね。

1.9%が適正どうか知らんよ。知らんけど、やるならやるで、本当に手を尽くしたということまでやっていただきたいなという思いがあるもんですから聞きよるわけですけど、その辺はどがんですか、この実態は。もらわれなかった人の実態の把握はどこまでできているかな

と行ってやった。

吉田忠典社会福祉課長

私たちのほうで、この未申請者リストを見てみますと、転出者が非常に多いところもございます。

今回の対象者が平成28年1月1日現在で鳥栖市の住民であったと。そして、平成28年度の市民税が課税されていないというような状況がありまして、今回、いろんな私たちの案内をお送りしても、それから1年近く、1月1日からすると1年近くどうしても後になってしまいます。

その間に住民の異動等もありまして、私たちのほうで、もちろん転出先等のほうにもあわせて送ってはいるところではございますけれども、なかなかそれ以降の足取りがつかめないとか、そういったのもございまして、なかなか100%というのは難しい状況でございます。

私たちのできることとしましては、先ほど申し上げましたとおり、施設等にも必ずそういう方ってたくさんいらっしゃると思いますので、施設のほうには、いろんな施設もございまして、そういったところには、こういった制度があるというのをお知らせをして、入居者の方で対象者がいらっしゃる場合には、申請のほうをお願いをするようにお声かけ等しているところでございます。

国松敏昭委員

これ担当は別でしょうけど、市民環境部の担当かもわからんけど、徹底的に税は取るやんね。取るやんねっち変な言い方ばってん、もらうってあると思うんですよ。

そういう思いをするとね、本当に、やり方がどうかなということと、担当部長、お答えいただけるのかどうか知らんけど、担当部長じゃないとは言いながらね。この市税、例えば、211名とか残った場合は徹底的に手を下すんじゃないですか、どがんですか。ちょっと、担当部長じゃないばってんが、部長か誰か答えられるね。

税は、例えば、1万1,000円、211名増の対象者がおると、本当に211名だったら、それでよしとするのかなと思って。

例えば、そういう取り立ての場合たい、ちょっとそれは、極端な事例で申しわけなかばってん、それだけね、やはりきちっと、大変でしょうけど、あらゆる手を使って、きちっと把握してある以上は、やはりちゃんと、そういう中で手だてをするべきじゃないかなという思いがあるもんですから、答弁があったら。

詫間 聡健康福祉みらい部長

担当部署等ではないんですけど、私としての見解、国松委員、言われるように、税という観点からすれば、滞納額というのに対して、税務課のほうでも管理収納係という係を配置い

午後 2 時 29 分開議

中川原豊志委員長

再開します。

答弁のほうを。

吉田忠典社会福祉課長

手元に平成27年度の臨時福祉給付金についての資料がございますので、そちらのほうで数値を申し上げたいと思います。

平成27年度につきましては、申請書が届かなかった方が57名分、辞退された方、申請書が来たんですけども辞退された方が40名いらっしゃったということでございます。平成27年度の申請者の発送人数が1万1,682人でございます。そのうち97人の方が申請書が届かなかったり、辞退されたりした方ということでございます。

国松敏昭委員

平成27年の事例、ありがとうございます。

そんなら、200人っちゃうのは、今の平成27年の事例をとって、数字だけで話をさせてもらおうと、倍近くなるですね、そういうことでしょうか。そういう方が……、なるということでしょう。

吉田忠典社会福祉課長

私たち、申請書を送った中で、外国人の方も結構いらっしゃるようでございまして、既に帰国されていらっしゃる方とか、そういった方もいらっしゃるようでございます。

具体的な数字までについては、ちょっとわかりませんが。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

国松敏昭委員

そんなら、ちょっと意見だけ申し上げますとね、何でこんなことをしつこく言うとか、ちょっと確かに把握しにくいところは、今のお話聞きよったら外国人もおられるということでございますが、国の制度と言いながら、そうやって、該当する方に、やはり徹底して、理解しながら申請、何かの方法を使ってでもね、そういういただけない人が少なくなるということが大事だと思うんで。

まして今、平成28年度は211名、平成27年度は97名ということで、どんどん、逆にふえてきつつあるような感じがしますし、いずれにしても、あらゆる手を使って、きちっと本人に届けられるような努力をしていただきたいと思いますということだけ申し上げておきます。

以上です。

中川原豊志委員長

ほか、質問ございますか。

西依義規委員

5ページのスポーツ大会出場費補助金ですけど、これは24万8,000円の補正ですが、今、どれぐらい使われているんですか。

古賀達也スポーツ振興課長

西依議員の御質問にお答えいたします。

現在の実績、それから見込みということで、今回補正をお願いしております。

それで、実際予算を要求する時点での実績といたしましては90万5,000円ほど支出をしております、その後、今回補正する前に支出をいたしております。

最終では、ことしの12月、それから、来年の1月等の大会への出場等を見込みまして、今回補正として24万8,000円を補正させていただいているところでございます。

以上でございます。

西依義規委員

そうしたら、この補助金だけの総額は幾らですか。

古賀達也スポーツ振興課長

補助金の総額といたしましては、予算額としては124万8,000円でございます。

西依義規委員

これ、たしか条例見ると、予算の範囲内で補助をするって書いてあるんですけど、これは超えて、補正で予算をどんどん上げていったら、もうそれが予算の範囲内っていいんですか。

古賀達也スポーツ振興課長

交付に当たっては、予算の範囲内で交付をいたします。

それで、これまで過去二、三年の決算の中では、当初100万円を予算で設定しておりますけれども、70万円であったり50万円であったりということで、予算の範囲内で足りていたところでございます。

本年度は、件数、それから人数等がふえまして、現計予算では足りないということで、補正をいたしまして、出場される方に対しまして補助金を交付したいということでございます。

当然、中学校の出場費補助につきましても、実績と申しますか、九州大会、全国大会に行くというのがわかって、その後、後払い的に補正を組んで支払うというような形であり、今回、スポーツ大会出場補助金につきましても、そのような形で、後払い的な部分で、補正を

した後に支出をするという状態になっているところでございます。

予算をできる限り正確に確保したいんですけども、今年度が特に件数、人数が多かったということで補正せざるを得なかったというような状況でございます。

以上でございます。

西依義規委員

別に否定しているわけではなくて、鳥栖市の対応として、とても柔軟な対応をされているということで、とても好意的に思っているんです。

けど、これが極端な話、じゃあ100万円の範囲内で補助しますって書くのと、予算の範囲内で補助しますってなると、結局こうやって補正を組むのであれば、天井っていうか、もうそのずっと、300人、500人、どこかの団体が行けば、補正が来るっていうことで、鳥栖市の立場としては、このスポーツ推進に対して、それぐらい無条件な補正で対応していただけるということでいいんですか。

古賀達也スポーツ振興課長

このスポーツ大会出場補助金につきましては、スポーツの強化、指導、育成っていうような部分、それから、郷土のシティーセールスを高めるというような観点もございまして、補助金を交付しているところでございます。

極端な話でございますけれども、挙がってきた分につきましては、そういう敬意を込めたところで補助金は交付したいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

西依義規委員

これ多分、知っている方は知っている、知らない方は知らない制度だと思うんで、いろんな、こういう補助金メニューがありますよということを積極的におっしゃっていただきたいです。知らない方もいらっしゃるんで。

それともう1つ、5ページ、スタジアムのネーミングライツ事業委託料なんですけど、これ、内容は余りまだわからないっておっしゃったんですね。これは年間のスタジアムネーミングライツが3,240万円で、その10%以内なので324万円の委託料という計算でいいんですか。

古賀達也スポーツ振興課長

ネーミングライツの契約につきましては、毎年1月から12月をネーミングライツの契約というような形で、ネーミングライツ料の歳入といたしましては、月額で入ってまいりますので、歳入のほうにつきましては、1月、2月、3月の3カ月分810万円を今回補正させていただいております。

歳出のほうでございますけれども、これにつきましては、1年間分の3,240万円の10%相当ということで324万円。これにつきましては、今シーズン、2016シーズンでいきますと、今年の2月から11月までのホームゲームでの横断幕の掲出というような形で10カ月分で支出をいたしております。

そういった関係で、一応、今シーズン分につきましても、3月補正予算の中で繰越明許費を設定をさせていただいて、平成28年4月から11月分については、繰越明許はさせていただいているところでございます。

これにつきましても、現在ネーミングライツの継続協議を行っていること、また、サガン鳥栖の運営会社等との協議はございますので、まだ事業としては固まっておりませんので、今回、年額の324万円を計上させていただいて、4月以降の支出に係る分については、繰越明許費を設定をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

西依義規委員

これは、じゃあ委託先はサガン・ドリームスさんに委託されているという、その、例えば委託の事業内容については、何か市からこういうことを希望しているんだよねというようなお話とかはするんですか。

古賀達也スポーツ振興課長

2016シーズンにつきましては、横断幕のホームゲームのときの掲出を2枚ということで。これにつきましては、市とサガン・ドリームス、サガン鳥栖のほうの契約でございます。基本、これにつきましては、ネーミングライツの企業でございます。

現在、ベストアメニティ社でございますけれども、こちらのほうの希望等を聞きながら、どういうふうな事業を行うのかについては決定をしまっているところでございます。

ここ数年は、ホームゲーム時の横断幕掲出を行っているところでございます。

以上でございます。

西依義規委員

もう1つ、済みません。その委託料の10%以内でというのは、何かで決まっているんですか。

古賀達也スポーツ振興課長

企業特典につきましては、ネーミングライツの契約を結ぶ中で、詳細については覚書を結んだところで10%分の企業特典事業を行うということで、覚書で結んでいるところでございます。

これにつきましては、現時点ではベストアメニティ社と鳥栖市のほうで結んでいるところ

でございます。

以上でございます。

中川原豊志委員長

ほか。

樋口伸一郎委員

じゃあ、ほかの。予算説明の関係資料、すいません、2ページで1点質問をさせていただきます。これの一番下、保護者負担額のところ、ずっと、3月受診分までと4月受診分から比較してみますと、一番下の小学生以上入院のところは月500円から月1,000円っていう、数字を見たら、簡単にふえているように思うんですけど。

これは、もう負担はその部分においてはふえるっていう考え方でいいんですか。ちょっと、そこを教えていただきたいです、まず。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

小学生通院のところを見ていただきますと、現在の制度では、1医療機関月500円、薬局のほうも1薬局月500円を支払うことになります。

これは、平成29年4月受診分からにつきましては、未就学児と合わせる形になっているんですけども、医療機関の窓口、病院の窓口で、同じ病気でかかるのであれば、月500円を2回まで。同じ医療機関で同じ病気であれば、500円を2回まで支払う。

今までは1回で済んだんですけど、2回払うんですが、ところが、薬局に関しては、もう負担がなくなります。だから、負担が大きくなったかは、ちょっと微妙なところでございます。

それで、入院に関しては、月500円のが月1,000円になりますので、負担は上がることになります。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

じゃあ、この平成29年3月受診分までの小学生通院のところは月500円、調剤500円と書いてありますけど、簡単に言うと月に500円と、1回。

それで、これが月に500円が2回までになるので、その分の500円の差は相殺されているっていう考え方でいいと思うんですけど。

これ、全体で見たら……、全体で見ますね、今度。変更なし、変更なしで下の2つで見たら、何ら変わらない様な状況で思うんですけど、この中身が変わったという考え方でいいんですかね。よくなったっていうよりも、中身が変わって現状のままという考え方でいいでしょうか。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

病院の窓口で非常に混乱を招きやすいということで、県の医師会からの要望もございまして、未就学児と小学生以上については、できるだけ合わせてくださいということで合わせるようにいたしました。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。この件については以上です。

次が、委員会資料でいきます。委員会資料につきましては、まず教えていただきたいことからなんですけど、1ページ、2ページ、ちょっと同時に行きますけど、1ページの款15. 国庫支出金、歳入のところですよ。

項2. 国庫補助金、目2. 民生費国庫補助金、節2の児童福祉費国庫補助金ということなんですけど、私立保育園3園も含めて、国の2.2%引き上げによるものということで補正としては115万2,000円増補正をされているっていうこと。これを踏まえて、2ページに行っていて、また県に同じような、節の欄でいけば、一番上、節2の児童福祉費県補助金ですね。ここが認定こども園移行とか、そういうったものも含めたところで、減額補正で約1億8,400万円。

それで、下のほうに行きまして、一番下、款22の市債のところなんですけど、節1の児童福祉債。これも似たような意味で減額の補正が出ているんですけど、今、僕は国、県、市って言ったんですけど、単純に見たら、国はふえていて、県、市が減っているっていうところがあって、これは新規保育園の設立によるものとか、認定こども園の移行によるものとか、質がちょっと違うところもあるのかなと思ったんですね。

それで、国のほうがふえたけれども、県とか市債のほうが減っているっていう、その違いをもう少しわかりやすく教えてほしいんですけども。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

まず、1ページ目の国庫補助金の保育所等整備交付金につきましては、新設の保育園3カ園、現在建設をされている分ですね、これに対する補助金でございます。これが先ほど議員もおっしゃったように、基準額がふえたことにより、115万2,000円補正をしているところでございます。国の補助率は12分の8になっております。

それから、次の2ページ目の県の補助金につきましては、これは、安心こども基金と、それから、認定こども園施設整備交付金と2つありますけれども、これ、両方とも認定こども園への移行に伴い、新設をするはずであった神辺幼稚園の分でございます、両方ともですね。これが延期をされたので、丸ごと落としております。

安心こども基金のほうは、認定こども園の保育園部分、それから、下のほうは幼稚園部分。

合わせて、これは2つとも神辺幼稚園のほうに交付をされるはずであった補助金でございます。これを丸ごと落としておりまして、最後の市債は、いわゆる借金の方でございますけれども、この神辺幼稚園の分が要らなくなったために、この分を減額して落としているということです。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

これ、国が12分の8っておっしゃったんですけど、県は12分の3で、市が12分の1という考え方でいいんですよね、まず。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

国庫の分は、保育所建設です。認定こども園は含まれておりません。保育所の分について、従来は国が総事業費の2分の1、市が4分の1、あとの残りの4分の1を事業者が負担する負担割合になっております。

今は、特に待機児童問題等ありますので、国のほうが本来、2分の1、まあ12分の6負担するところを、特別に12分の8負担をしております。したがって、市の負担分は12分の1になります。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

そうです、すいません、国、県、市で言いましたけど、事業者が、12分ので言えば12分の3、4分の1ですよ。わかりました。

それで、2ページにまいりまして県の支出金のところ、一番上です、節2の児童福祉費の県補助金のところで、神辺幼稚園さんの延期っていうか、そうしたこともあって、この金額になっていると思うんですけど、延期の理由とかお聞きになっていきますか。（「前、聞いたやん」と呼ぶ者あり）その理由……。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

9月議会のときに説明をいたしましたけれども、下水道の接続であったりとか、開発に関するもろもろの手続きが予想以上に時間がかかってしまったということで、もう年度内に建物を建ててしまうことが難しいということで、1年延期をされたところでございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

それ以外は変わっていないということで、ちょっと理解をさせていただきます。

それで、そもそもなんですけど、ここの認定こども園に移行することで、この両方の補助とか交付金をもらうことで、そもそもそのメリットっていうのも感じることもできずに、も

う今回延期になっているんで、もうどうしようもないと思うんですけど、そういうメリッ的な面で、ちょっと先送りしてもいいやろうっていうようなところはなかったんですよ。

これをもらうことによって、認定こども園としての、これまでと違ったメリット等はあるのかなっていうふうに思っていたんですよ。

これ、延期になったんで、もうわかんなくなったんで、そのあたりの意向とかはお聞きになっていないんですよ、園には。

中川原豊志委員長

質問の趣旨、わかりましたか。（「ちょっと、もう一回」と呼ぶ者あり）

樋口伸一郎委員

簡単に言ったら、この認定こども園にするメリットはあるんでしょうかということです。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

もともと幼稚園であったところは、3歳児、4歳児、5歳児——幼稚園についてはですね、をお預かりすることになりますけれども、この認定こども園に移行することで保育部をそこに設けることができますので、従来はお預かりできなかった0歳、1歳、2歳をお預かりすることができるということで、より多くのニーズに応えることができるということになります。

それで、認定こども園に移行することで、幼稚園の教育の分と、それから、従来保育所が担っていた保育の分、両方を1つの認定こども園の中で提供することができるということになります。

事業者の方にとっては、より多くのニーズに応えることができるということになると思いますし、現在、非常に保育ニーズが高まっておりますので、そういった意味で、保育所に預けたいと言われる方が、より多くの提供が受けられるチャンスが与えられるということになると考えております。

樋口伸一郎委員

これ、金銭面的にはないですか。そういう負担に、これによってニーズに応えることはできるんですけど、金銭面的に負担がかかるとか、楽になるとかいう。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

もともと、幼稚園については、幼稚園を新設したり、大規模改装をしたりするときに交付される交付金がございますし、保育園も同様に交付をされる制度がございますけれども、それぞれ幼稚園と保育園に対して使う財源が違いますし、補助率も若干違っておりますので、認定こども園の場合はこのように2つに分けて、保育園部分と幼稚園部分に分けて交付をされるという形になっております。

それで、認定こども園になったからといって交付金等の補助金等で何かメリットがあるかという、それはほかの、保育園だけの改造とか、不公平感を招かないような仕組みになっております。

樋口伸一郎委員

わかりました、ありがとうございます。

5ページをお願いします。

歳出なんですけど、今度は一番上をごらんになってください。

説明欄で、一番上なんですけど、私立保育所等施設整備補助金ということで、今度、歳出のほうでまた補正額がついていまして、これは前からの経緯で大まかには理解をしているつもりなんですけど、さっき説明の中で、国の約2%の引き上げによるものと、2億円強は今回の延期によるものということで御説明いただきました。

それで、これ、金額的にはわかったんですけど、もう大分前から出てきている金額でもあるんで。ただ、これによって、例えば、ここまで進んできた園の状況は、延期することによって、今後その進捗状況がまた変わってくると思うんですよね。市のほうも、量的な拡充をするということで、ちょっと計画がずれた部分もあると思うんですよ。

最初、新規参加園1園と新規の認定こども園1園の計画で進んでたんですけど、その分はこの延期によって、市の計画のほうも、ずれたといいますか、来年度に柔軟に対応して考えていくべき計画を立てておかないかんと思うんですけど。

そこで2つ質問なんですけど、まず園のほうから、延期によって来年度以降、これ、なくなっただけじゃないんで、進んでいくと思うんですよ。そうしたら、方法であったり、どういうふうに進めていきますっていう状況を園のほうからお聞きになっているかっていうのが1点。

それと、その計画としては、新規3カ園の保育園で来年対応した上で、またさらにこの部分においても計画を市として持つておかないかんと思うんですけど。

その2点をお伺いしたいと思います。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

認定こども園が1年延期になったということで、当初、ほかの3カ園と、新設の3カ園と合わせて260名程度の供給量が新たにできると考えておりましたけれども、認定こども園のほうで1年延びたことによりまして226名の供給量の確保ということになります。

取りやめではなくて1年間の延期ということでございますので、それは、事業者さんの都合でございますので、それはやむを得ないかなと考えているところでございます。（「園からもそういった説明、情報は聞かれていますか」と呼ぶ者あり）

今後の進捗状況等については、新設保育園の今の進捗状況もそうですけれども、認定こども園のほうについても、神辺幼稚園のほうとも現在も情報のやりとりをしながら、今どれぐらいのところまで進んでいるとか、それは随時情報を受けるようにしておりますので、特に今のところは、問題があるとか、もしかしたら、来年も難しいのではないかというような不安は、今のところはないです。

樋口伸一郎委員

最後ですけど、この補正によって、今後、園のほうも保育の量の拡充については、市のほうにとってもメリットとなるように進めていかれると思うんですけど、この補正額によって受けるような影響は園のほうにあるとかいうのは聞かれてないということではいいですね。最後その確認だけして、この質問を終わります。ありがとうございます。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

そのように理解していただいてよろしいかと思います。

中川原豊志委員長

ほかに質問はございませんか。（「思い出した」と呼ぶ者あり）

内川隆則委員

保健体育のほうがかかわって、話すると、たらい回しによくぞならんねと思って質問いたします。

ねりんピックが社会福祉課から大会費用が出ていたんですが、それが、うんにゃ、もともと保健体育かなと思っと思ったら、社会福祉課に変わって、いつの間にか消えてしまうというふうなことで。理由は何ね。

吉田忠典社会福祉課長

ねりんピック出場者に対しましては、たしか平成24年か、そのぐらいまでは出場の補助を社会福祉課のほうでしておりました。

補助金等を私たちのほうでも見直すときに、ほかの市町のほうにお聞きをしましたところ、ほかの市もねりんピックに対する補助は行っていないという声が多数でございました。

そして、県のほうから補助金が出ているということもお聞きをしておまして、補助金のほうは廃止をしているというふうになって、補助金を廃止した次第でございます。

内川隆則委員

さっき西依議員が、知らん人もおるかもしれんとか言われたんですけども、ああいう九州大会とか全国大会とか行くような人たちちゅうのは、みんな知つとるわけよね。

それで、もともと市が補助金を出し始めた経過、私が一般質問して、隣の市町じゃもらって東京に行くけど、鳥栖市は出るよらんよってというふうな話から、行く人たちはみんな一緒

校生まで拡大することによりまして、保護者の還付手続の負担軽減を図りたいため、この案を提出するものでございます。

内容といたしましては、現在、子どもの医療費の助成につきましては、県補助事業となっております未就学児の医療費助成の方法は現物給付となっておりますが、各市町の単独事業となっております小学生以上の医療費助成につきましては、償還払い方式となっております。

今年度、県を窓口といたしまして、県の医師会及び関係機関との調整が調ったことに伴いまして、各市町の単独事業分についても現物給付ができることとなりましたので、本市におきましては、平成29年4月診療分から小学生以上の医療費助成につきましても、県内の保険医療機関で受診された場合は、現物給付方式での医療費助成となるものでございます。

また、保険医療機関窓口での混乱を避けるために、自己負担額につきましては、現行の1カ月1医療機関500円を上限としているものから、現行の未就学児の医療費助成に合わせて、入院は1カ月1医療機関1,000円。通院は1カ月1医療機関2回目まで各500円を上限とし、調剤薬局については自己負担なしへと変更をするものでございます。

なお、施行日につきましては、平成29年4月1日とするものでございます。

よろしく願いいたします。

中川原豊志委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

成富牧男委員

共産党議員団としても、この件については、しばしば一般質問なんかで窓口の負担をなくしてほしいというのは言ってきたんですけど、環境が整ったならばやりますということで、それをそのままやられたということをまず評価しておきたいと思います。

それで、あと、今後の話ですけれども、中学生についてどう考えておられるのか。

それから、この負担金ですね、入院1,000円。特に外来の通院1,000円、これは一般質問でもちょっと質問があっただけですけども、それ相当の額になって、私も正直あれほどの一—6,000万円やったですかね、額になっているというのはびっくりしましたけど、私、これで1回苦い経験があるんですよ。

小学校まで窓口負担無料になったもんねっっちゃうたら、冗談のごと、知らんとですか、議員さんって言われてから。無料じゃないわけですからね、全く無料じゃないわけですから。そのところ、窓口負担ゼロを目指していただきたいと思うんですけど、そのことについて、県内の窓口負担の状況、それが1つですね。

それと、中学生についてはどういうふうにご考えておられるのか。その2つについてお尋ね

します。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

まず、自己負担金についてでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、現物給付化にするに当たっては、もう県の医師会のほうからも、できるだけ合わせてくださいと。

もう各市がばらばらの、対象がばらばら、対象年齢がばらばらで、自己負担額もばらばらであると、非常に窓口が混乱しますので、全て一律には言いませんが、できるだけそろえてくださいということでございますので、大半の市町が未就学児の自己負担額に合わせた形になっております。

県内の20市町のうち、14市町が未就学児と同じように負担額を合わせる予定でございます。あと、唐津市と佐賀市に関しましては、入院は1,000円、それから、通院、調剤、それぞれ500円の2回としております。伊万里市、武雄市、有田町につきましては、入院も通院も1,000円ということで予定をしております。唯一、全く入院も通院も無料としているところが玄海町でございます。内容や状況は以上です。

中川原豊志委員長

中学生。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

中学生につきましては、まず、この子どもの医療費の目的というのが子供の健全な育成ということと、それから、保護者の負担軽減ということでございますけれども、比較的医療機関を受診することの多い未就学児、それから、小学生までは、通院と入院のほうを実施しているところでございます。

中学生以上につきましては、受診の機会もかなり減っているところでございますけれども、1回当たりの負担が非常に大きい入院のほうの助成ということで考えておまして、今年度、中学生までの入院の助成だったものを、18歳まで拡大をしたところでございます。現状ではそのように考えているところでございます。

成富牧男委員

なるべくそろえてくれっていう要望が出ておきながら、実際は結構ばらつきがありましたよね、無料からいろいろ。ぜひ、これについては、玄海町並みを目指していただきたいということと、中学生については、あと1つは、やっぱり子供の貧困という観点も含めて、今後検討していただきたいということを申し上げて、終わります。

国松敏昭委員

1点だけ。それで、今回は何か県内医療機関のみという、何かそういう話をされとったですよ。

鳥栖市の場合は福岡県、特に久留米市関係が医療機関にかかる人もおるんじゃないかというふうに思いますが、その辺の今後の隣接の県との、福岡県の、特に鳥栖市の場合は久留米市だと思いますが、その方向性はどがんふうに、今後。こればしたから、いつとき、もうこの方式でやるのか、もしくは、水面下では、やっぱ話が進むのか。その辺、状況ば教えてください。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

鳥栖市は県境にありますので、久留米大学病院あるいは聖マリア等の病院、あるいは小郡市の病院等で使われる方もいらっしゃると思います。全体からすると7%程度かと思えますけれども、そういった方々もいらっしゃいます。

鳥栖市といたしましては、未就学児で久留米大学病院、聖マリア等4つの病院に関しては、県外でも現物給付が実現しておりますけれども、小学生以上の分につきましては、今回の県と県医師会との話し合いの中で、まだそこまでは、ちょっと至らないと。

県の医師会のほうも、まずは県内の医療機関でというお話でございましたということで、今回は県内のみということになりましたけれども、市民の方々の利便性を考えると、今後も、もっと拡大、久留米大学病院等も現物給付化ができるような形に、話を進めていきたいとは考えておりますけれども。現時点では、とりあえず県下一斉の現物給付化ということで、ここまでということになっているところでございます。

国松敏昭委員

ちょっと最後ですけど、県内がされるからということですが、逆に、今、お話あったように、鳥栖市の場合は、経済圏にしろ、商業圏にしろ、また、いろんなつながりの中で強い関係があると思うんですよ、そういう久留米市とか、小郡市とか。

そいけん、その辺はやはり、土地柄とは言いながら、きちっとその辺は早目に、せっかく現物給付、これはもう、ずっと前からの課題でありましたものが進んでいくということだったら、それ以上に、やはり、どこが話し合いをするのか、県レベルで話するでしょう、医療機関ですからね。

その辺、しっかり要請していただいて、1日も早く、そういう範囲を広げていただいて、せっかくの現物給付が、本来の現物給付、喜んでいただくようなものにしていただきたいなということを申し上げておきます。

いつできるかっちゃうのは、ここでは言えんでしょうから。

樋口伸一郎委員

条例案参考資料の27ページをお願いします。

現行と改正案で書いてありまして、内容につきましてはこれでいいんですけど、改正案の

ほうの第4条2項ですね、(1)と(2)で県内に関することが書いてありまして、そのまま引き続き28ページに行って、(3)、(4)で県外のことを示されていると思うんですけど、また、29ページに行っても、第4条の3ですね、今度。

3でまた県内(1)、(2)で県内、県外という書かれ方してありますよね、ここ。

それで、現行と改正案だと、現行は、ぱっと見、何かコンパクトでわかりやすいんですけど、改正案、ばあって文章があって、とても複雑に見えるんですけど。実は、県内も県外もほぼ文面全部一緒で、これ、県内でも同じ、県外でも同じって考えたら、どこでも同じってことじゃないのかなと思ったんですけど。

この辺は、何かコンパクトにわかりやすく明記することはできなかったんでしょうかっていうお尋ねをしたいんですけど。

同じことをいっぱい書いてあるのはわかるんですけど、県内と県外ぐらいしか違いがないところ、いっぱいあるんで、余計わかりにくいなと思ってたんですけど、いかがですか。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

第4条の第2項のほうは、対象者が小学生を対象としているものでございます。

この第2号対象者があって——最初に書いてあると思いますが、この第2号対象者というのは、小学生を指しております。

参考の、市長は第3号対象者がと書いてありますけれども、これは中学生、高校生等ですね、18歳までの方を指しております。

この第2号と第3項の用語の意味は、もっと前の条文に解説をされております。

それで、小学生は入院、通院ありますけれども、中学生以上は入院のみになっておりますので、今度は2と3に分けて、内容のぶわっと書いてありますところも、よくよく読んでいただければ、違っております。

樋口伸一郎委員

わかりました。小学生、18歳、わかったんですけど、小学生の中でも(1)、(2)、括弧でまた分かれているじゃないですか。(1)、(2)で県内と、(3)、(4)で県外と。その違いって、教えていただけますか。

じゃあ、小学生からいけば、条文で小学生ですね。この(1)、(2)は県内のことだというのはわかります。(3)、(4)というのは県外ということでわかるんですけど、この内容の違いはどこにあるんですか。第4条の2の(1)、(2)と(3)、(4)。県内、県外以外の違いは、何かあるんですか。県内と県外で同じであれば、もうどこでもってことに。そこを教えてほしいんです、小学生、その中身の違い。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

(1)と(2)につきましては、県内の保険医療機関で現物給付になります。先ほど御説明をいたしましたように、入院は1,000円、通院は1カ月1医療機関、2回目まで500円ですよということが書いてあると思います。

(3)につきましては、これが県外の医療機関で医療を受ける場合は償還払いになるということが、ここは書かれております。(3)、(4)、(5)、(6)もです。

たくさん書いてあるので非常にわかりにくいんですけども、じっくり読んでいただければ、その辺の違いがわかると思うんですけど、現物給付と償還払いの違いがそこに書かれております。

樋口伸一郎委員

すいません、どこに書かれているか教えてもらいたいんですが。

中川原豊志委員長

休憩します。

午後3時23分休憩



午後3時27分開議

中川原豊志委員長

再開します。

答弁をお願いします。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼子ども育成課長

第4条につきましては、細かくケースを分けてあるだけでございます。

県内の医療機関を利用する場合、受診する場合、県内に所在する薬局で調剤を受ける場合とか、県外に所在する医療機関で受診を受ける場合、あるいは県外の薬局で調剤を受ける場合と、細かくケースを分けております。

そして、第7条に助成の方法等というのがございますけれども、この4条の第1項の1号、2号、それから、第2項の1号、2号というように分けて、この第7条の第1号、第1項につきましては現物給付ができる対象、これを定めております。

第2項で償還払いとなるもの、県外の医療機関とか薬局を使った場合がこちらのほうに、第4条の1項、第3号から6号までとか、第2項の3号から6号までというように規定をし

ておりまして、現物給付ができるものと償還払いとなるものを第7条で分けているということでございます。

樋口伸一郎委員

大変わかりやすい御説明をまことにありがとうございました。

以上で終わります。

西依義規委員

私もその子どもの医療費助成という、ちょっと幅広いところから質問をしていいですか。

すいません、今後で例えば、小学生とかのインフルエンザの予防接種っていうのが、医療行為、これの多分対象外だと思うんですけど、それに対して、保護者の負担軽減とか等々を考えて、助成等が……、例えば、基山町では、1,500円かな、2回まで助成をされているんですよ。

私も基山町の近くに住んでいるんで、そちらに行くと、基山町民の小学生は1,500円の助成をやっているけど、鳥栖市民の方は出ていないっていうようなことがあるんで、こういう、インフルエンザがきくかきかんかと、また別の話もあるんですけど、そういったことっていうのは、一回例えば、試算をされるとか、そういったことをされたことがあるのかどうかっていうのは。

例えば、これぐらいの、もしこれを予算化すると、鳥栖市にこれぐらいの小学生が居て、何割ぐらいが接種するんで、大体総額幾らぐらいの予算になりますっていうのをされたことがあるかどうかとか、お聞きしていいですか。（「この間は、ないって言いんよんしゃった」と呼ぶ者あり）

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

この子どもの医療費の制度は、あくまでも保険診療の分の自己負担額に対する――保護者負担額ですね、に対する助成という考え方ですので、保険診療の対象となっていないものについて試算をしたことはございません。

西依義規委員

保険医療の対象というのは、あくまで手法であって、目的は子どもの医療費の助成ということだと思うんですよ、大前提は。

それが保険対象だろうが、実際子どもの医療費の助成をするという大枠であれば、そういう条例等制度があっても、僕は不思議じゃないと思うんで。基山町でやれているんですから、鳥栖市民のほうがもちろん児童数も多いんで。予算的には……、でしょうけど、検討する必要もあるのかなと思うんで、この場で言わせていただきます。

以上です。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

健康増進課で予防接種を担当しているんですけども、もちろん、予防接種は子供にかかる医療費の削減ですとか、子供が健康な生活を送るためということで行っているんですけども、何年か前に、それこそ乳幼児から中学生までのインフルエンザの予防接種の助成ということで試算をしたことがありまして、そのときは、全額補助ってということで試算をしたんですけども、そうしましたら、経費が1億円を超えてしまいましたので、ちょっとそれは断念をしました。

ことしも前回の補正で上げさせていただいたんですけども、今年10月からまたB型肝炎の予防接種が始まっておりまして、予防接種にかかる経費っていうのは、保護者負担ゼロで行っているんですけども、今、その予算額としても2億円を超えているところでございます。

予防接種の種類もたくさんございまして、お母様方も受けるのが大変な状況でもあります。ただ、インフルエンザは受けられる方も、乳幼児の方でも結構いらっしゃるんですけども、そういった経費の試算をしたっていう経緯もございまして、今のところ乳幼児、小学生、中学生についての予防接種の補助については考えておりません。

西依義規委員

先ほどの高額医療の話で、70歳未満と以上の話が出たんですけど、たしか高齢者にはされていますよね、インフルエンザの。じゃあ、高齢者の目的にはしてもいいけど、子供にはいけないというその区別がよくわからなくて。この事業自体が認めていないのであれば、高齢者のその補助もやめるべきだと思うんですよ。（発言する者あり）済みません、今、議事録、残していますか。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

高齢者のインフルエンザは、今、65歳以上の方について行っているんですけども、それは、国の予防接種法の中で定期の予防接種で決められていまして、予防接種法で決められているので、インフルエンザについては、やっているところでございます。

中川原豊志委員長

よろしいですか。もうかなり議題からそれているような感じがしますんで。

西依義規委員

中途半端なところで終わりたくないんで。

国の制度があるから、じゃあ鳥栖市の自主性はないということですか。国の制度があるから、これをします、これは国の制度じゃないからしません、けど、小学生の自己負担のやつも、これ自治体が独自でしているんですよ。国の制度じゃないでしょう。各自治体が独自に、

主体性持ってされているんですよ。これも国の制度なら、僕はなにも言いません。けど、これは自主的にしているのに、これは自主的にしないっていう、僕はそれは納得できないですけど。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

予防接種、小っちゃい頃から、小中学生がかかる、たくさんかかる病気の中で、実際に予防接種として任意接種で行われているものもたくさんございます。

だから、本来ならば、そういう必要な予防接種を行政が補助をするとかいう形でしていくのが一番保護者の方の経済的負担はなくなると思うんですけども、先ほど言いましたように経費も高額なものになりますし、とりあえずは予防接種法で決まった15種類ですかね、今、予防接種は高齢者の分も含めてやっておりますので、そちらのほうを継続してやっていきたいと考えております。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

中川原豊志委員長

議案に対する質疑については、ほかにございますか。

内川隆則委員

意見ですが、この制度は非常に褒めてやりたいような制度だと私は思います。

というのは、12月議会になりますと、必ず国保の医療費が、補正予算が高額に上がってっていく。いわゆる前年度に手だてし、新年度はこういう予算でいこうというふうなやつから、12月では必ず上乗せされていく。

この原因は、全部じゃないんですけども、生活保護者の医療費というのが莫大な金になっているわけですね。

だから、私は前々から、こりゃあ国の制度であって、ここは国会の厚生委員会でもないんですけども、やっぱり生活保護者にも1,000円でも2,000円でも上乗せしてやって、生活費に上乗せしてやって、こういう制度を設けたらどれだけ違うかなっていうふうな思いがいつもいつもしているわけであって、そういう思いをいたしまして、意見といたします。

以上です。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

ほか、質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、質疑を終わります。



中川原豊志委員長

以上で、本日の日程は終了いたしました。

ここで、ちょっとだけ休憩させてください。

午後 3 時37分休憩



午後 3 時47分開議

中川原豊志委員長

再開します。

では、あしたは調整日ということで、あさって16日、現地視察につきましては、現在のところ予定なしということですので、10時から自由討議、総括、採決という形で委員会をしたいと思います。

これをもちまして、本日の厚生常任委員会を散会いたします。

午後 3 時48分散会

平成28年12月16日（金）

1 出席委員氏名

委員長 中川原豊志

副委員長 柴藤 泰輔

委員 内川 隆則 成富 牧男 国松 敏昭 西依 義規

2 欠席委員氏名

委員 樋口伸一郎

3 委員会条例第19条により出席した説明員氏名

健康福祉みらい部長 詫間 聡

社会福祉課長 吉田 忠典

健康福祉みらい部次長兼こども育成課長 石橋 沢預

健康増進課長兼保健センター所長 坂井 浩子

文化芸術振興課長 村山 一成

スポーツ振興課長 古賀 達也

スポーツ振興課長補佐兼スポーツ振興係長 大石 泰之

市民環境部長 橋本 有功

市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長 宮原 信

市民課長 徳淵 悦子

国保年金課長 吉田 秀利

税務課長 青木 博美

市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長 槇原 聖二

4 出席した議会事務局職員氏名

議事調査係主任 大塚 隆正

5 審査日程

議案審査

議案乙第37号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

議案乙第38号 平成28年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

議案甲第37号 鳥栖市税条例等の一部を改正する条例

議案甲第38号 鳥栖市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第39号 鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案甲第40号 鳥栖市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

〔総括、採決〕

報 告（市民環境部環境対策課、健康福祉みらい部スポーツ振興課）

佐賀県東部ブロックごみ処理施設建設協議会等の経過報告

（仮称）健康スポーツセンター事業の今後の考え方

〔報告、質疑〕

6 傍聴者

な し

7 その他

な し

午前10時開議

中川原豊志委員長

本日の厚生常任委員会を開きます。



自由討議

中川原豊志委員長

それでは、委員間での自由討議を行いたいと思います。

今回付託をされました議案について、また、議員間で協議をしたいことがございましたら発言をお願いいたします。（「よかですか。ああ、自由討議」と呼ぶ者あり）自由討議でも、（「挙手をせないかんかわからんばってん」と呼ぶ者あり）一応ボタンはお願いします。（「入ると」と呼ぶ者あり）はい。

国松敏昭委員

おはようございます。

ちょっと、執行部のやりとりの中で、特に補正なんかは、議案、また関連事項というのは少ない中で、不服というよりも、要求したいのは、委員長からお願いしていただきたいことは、こっちから言わんと、なかなか答えが出てこないというケースが多々あったんじゃないかと。

具体的に言うと、しつこく私、質問しました福祉給付……、正式名称なんですかね。（「臨時福祉給付金事業」と呼ぶ者あり）臨時福祉給付金とか、それから、医療控除特例の創設とか。

あと、執行部が入ったときにお聞きしたいのは、もちろんPRもすると思うんですが、本当に市民に徹底して周知されるようにしなければ、申しわけないんですけど、議員——私自身ですけどね、自分がよくわからんとに、本当に市民の皆さんはどうかという懸念が多々あるものですから、その辺のことも言っていかなければいけないんじゃないかなと。それは私としての、ある面では役割というふうな認識を持っております。

それから、今度、子どもの医療費の現物給付、これも大きな1つの今回の中身の状況だと見えますが、それも仕組みは詳しく書いてあるんですが、もっとこうわかりやすくね、本当に皆さんが理解できるような、そういうものにしていただきたいということを思ったもので

すから、やりとりの中身と、それから説明一つにしても、よく細部にわたっての答弁をいただきたいという、そういう意向でお話をしました。（「そりゃ総括の中でよかよ」と呼ぶ者あり）

中川原豊志委員長

できれば、「執行部のおる前で」と呼ぶ者あり）総括の中で要望という形で。（発言する者多数あり）

内川隆則委員

同じような話ばってんね、介護保険が平成29年度から、要支援が市町に移行される。要介護1、2が平成30年から市町に移行される。これはちょっと、政府も時期尚早みたいで、チャラにしよるごたっ話、状況げなばってん。

だから、おいが一般質問のとき、詫間部長にいろいろぐじゅぐじゅ言うたごと、肝心かなめのことばぐじゅぐじゅ、ぐじゅぐじゅ言うてから答弁すんもんやけんが。

あげんとでね、状況として、現状……、あれはまだ、ちょっとふらふらしたような政府の態度があるけんがばってん、こういう状況ですっていうような話は、きちんとね、やっぱり、おいたちも求めらるったい、市民から。

だから、そういうとは、きちんとね、こういう状況ですというふうに言うていかんとでけんというふうに思います。

ただ、要支援も、何か、ほんなちかあつとになってしもうとるごたんね、市町でするやつが。もう結局まだ、「しきらんもんね」と呼ぶ者あり）しきらんで。なら、介護保険でまだ、引き続き見らやんごた感じじゃあるばってんくさい。ちょっと、そういうやつも同じような話たい。

中川原豊志委員長

じゃあ、できましたら、総括のときに、市民にきちんと説明をするような形での要望ということで、「私から言います」と呼ぶ者あり）お願いします。

ほか、議題として上げるようなものがございましたら。

成富牧男委員

温水プールの件ですたいね。議案外でもよかと、今、話すとは。もうでけんなら、また別。

中川原豊志委員長

ちょっと休憩します。

午前10時5分休憩

午前10時16分開議

中川原豊志委員長

再開します。

今後、議案外等につきましては、自由討議の中でしっかりもんで、委員間での協議を経ての取り扱いを今後検討していきたいというふうに思います。

また、成富委員のほうから出ました（仮称）健康スポーツセンターの先送りについては、今後の状況について、採決後に再度、執行部のほうに報告をしていただくということで申し出をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

そのほか、自由討議ございますか。

西依義規委員

今回、子どもの医療費助成が現物給付とかいう、拡大になったんですけど、成富委員から質問があっていたかと思うんですけど、今後、中学生とか通院とか外来を拡大していく方向に……、結局、道筋っていうか、どこまで拡大したいのかっていう、できるのかも、私はちょっと例に出して、基山町のインフルエンザの予防の補助も出したんですけど、そういったところを皆さんがどう思われているのか。

もうこれ以上、子どもの医療費助成は、こんなもんでいいだろうと思われているのか。それとも、僕は高齢者と同じぐらい、手厚くっていうか、子供にもさせてやったほうがいいと思うんで、その辺の皆さんの御意見が聞けたらなど。

僕だけがもうちょっと子供、子供って言って、いや、後の方々は、もうこんくらいでいいやろうと思っとるんであれば、もう一人歩きになりますんで。

ちょっと、そういう意見がもし、どなたかあれば、御参考までに聞きたいなと思います。

内川隆則委員

それは人それぞれでよかろうと思います。

例えば、議員としてなって、自分はPTAのような人たちを主にバックに当選してきたというふうな人たちは、主にそういうふうなことは強調されるであろうし。

いや、そうじゃないと。もう、むしろ年寄りの人たちの応援を得て当選してきて議員になったというふうな人たちは、消極的かなというふうなことにも相なろうし。

それは皆さん、人それぞれであって、その人その人の立場をもって主張していくのは別に構いませんし、ほかの議員がどうであろうとこうであろうと、私は関係ないというふうに思

います。

例えば、私から言わせるならば、こういうやつ、学校給食を無料にするとか、そういうやつをどんどんしていったら、移入して来る人たちは、全部若い人たちやろうが。年寄りが鳥栖市には来んわけね。そうすると、どんどん人口はふえていく可能性は、若い人たちにいいような政策を打ち出すと。

誰か冗談半分で言いよったけど、学校給食無料にしたら、これはお母さんたちはどんどん鳥栖市に寄って来るっちなかかっていうふうな話もしたことあるんですけど、やっぱりそれは、そういうふうなことで、自分たちがやってきた運動の中から、出てきた選挙、ないしは議員としての任務っていうのは、それぞれで俺は構わんと。

西依義規委員

前回、待機児童の対策で、この委員会が一致して、全議会まで総意で決議をしたという項目が一つあるじゃないですか。それももちろん、子育て世代への対応という、これはよかろうということで総意がとれたと。

けれども、じゃあ医療費の拡大は総意が……、だから、僕はやっぱり、1人がわあわあ言うよりも、議員全体で執行部に言ったほうが威力もあると思うんで、まず、この委員会で総意がとれんものは全体でもとれんと思うんで、試しに僕はちょっと医療費を言ってみて、それで内川さんもいろんな意見があったって、いや、これはちょっと難しいかと。じゃあ、違うのが何か総意がとれんかというふうな意味合いでちょっと言わせてもらったんで。

誰がバックと言うよりも、もちろん、内川さんのバックにいらっしゃるその法案っていうか、その条例を僕らが総意できたら、結局、21人で、全体でして、ああいう威力になるわけやないですか。

だから、そういう意味で、ここはちょっと探りの部分っち言うたらいかんけど、それぞれ皆さんとおっしゃるんなら、ちょっと僕も別の考えを。

確かに、医療費をどんどんどんどん補助して、基山町とかみやき町のまねごとばかりしよってもいかんなと思うんですけど、結構そういう話が、例えば、みやき町ではヘルメットの助成がありますと、小学生の。命の問題ですよ。

けれども、今、鳥栖市は、僕らがわあわあ言ってもならんけん、これは厚生常任委員会とまた違う話でしょうけど、そういったこと、いろいろあるんで。たまたま今回、医療費の助成ということだったんで、インフルエンザは言わせていただいたんですけど、こんなもんかなと思いましたので、いいです。

中川原豊志委員長

休憩します。

採決後に、報告のほど、お願いしたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

また、議案審査中に委員のほうから質問がございました住民票の写し等のコンビニ交付に要する費用について、まず、執行部のほうから説明を受けたいと思いますので、よろしく申し上げます。

徳淵悦子市民課長

先日の委員会で後日報告とさせていただいておりましたコンビニ交付に係る初期費用及びランニングコストについて御説明いたします。

まず、平成28年度のコンビニ交付サービス導入に係るシステム構築等の初期費用が1,901万8,980円となっております。

また、ランニングコストとしては、システム構築事業者に支払いますシステム保守料と地方公共団体情報システム機構に支払いますコンビニ交付運営負担金の2つが年次的に発生いたします。

コンビニ交付サービスは、平成29年2月から開始いたしますので、平成28年度分としては、2月、3月の2カ月分で、保守料が36万7,200円、運営負担金が50万400円の計86万7,240円。

平成29年度以降は毎年保守料220万3,200円、運営負担金300万円の計520万3,200円となります。

なお、そのほかに、証明書1通当たり123円のコンビニ交付手数料が発生いたします。

以上、御説明とさせていただきます。

中川原豊志委員長

ありがとうございました。

以上、市民課からの説明を終わります。

この際ですが、何か御質問ありましたら。

内川隆則委員

今までの実績と、今、かかる費用に照らして、1回当たり幾らぐらいかかることになるわけですか。

中川原豊志委員長

1回当たり。1回当たりと言いますと。(発言する者あり)

いいですか。

徳淵悦子市民課長

1回当たりっていうのは、証明書交付1通当たりっていうことですか。

内川隆則委員

そうです。

徳渕悦子市民課長

ちょっとそれは、算定は難しいかと思っております。

内川隆則委員

何ですか。「どれくらいの交付があるかっていうこともわかりませんし」と呼ぶ者あり) さっき言ったでしょう。今までの実績の数字と、今説明のあった費用について、割れば数字が出てくるんじゃないですか。

橋本有功市民環境部長

概算になりますけれども、市民課窓口での交付の場合とコンビニ交付の場合で、人件費、それから機械の使用費とで総事業費という形になってまいります。

それで、そうした場合、市民課窓口での総事業費が、人件費が職員の人件費等も含めまして5,866万8,000円。それから、機械使用料が861万8,000円。そうすると、総事業費は6,728万円になりまして、交付枚数としまして、これは平成26年度決算になるんですけども、証明書を6万3,682枚交付しております。そうすると、1枚当たり大体1,057円かかっていると。

コンビニ交付の場合が、人件費につきましてはほとんどかかりませんが、大体37万円というふうに出しております。機械の使用料としては900万円程度と。それで、総事業費が930万円程度になります。

それで、現在、5年間で3万枚ぐらいはコンビニで交付するんじゃないかという見積もりを出しております。そうしますと1年間で出て8,000枚、9,000枚程度と予想し、それを割り返しますと1枚当たりで大体1,116円という形になります。市のほうでの費用計算としては、その程度、1枚当たりの単価として、そういう形を見ているということでございます。

以上です。

内川隆則委員

数字のからくりやろうばってん、市民課の全職員の給料ば全てっていうと5,000万円ぐらいは、それはなるじやろう。ばってん、市民課窓口は、ただそれだけの仕事をしている、コンビニの仕事と同じような仕事だけをしているわけじゃないわけでしょう。だから、単純に5,000万円っていう数字は、どういうふうに見たらいいのかというふうなことは、矛盾がはっきりするというふうに思います。わかりました。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

成富牧男委員

ちょっと1つだけ。

このコンビニ交付分ちゅうのは、マイナンバーの普及を促進するちゅう意味合いも大

きいんですか。それだけです、尋ねたいのは。

徳淵悦子市民課長

そうです。国のほうがマイナンバーカードの普及の一つの施策として打ち出してきております。

中川原豊志委員長

では、市民課からの説明、質疑等終わります。



総 括

中川原豊志委員長

これより、総括を行います。

議案についての質疑は終了しております。審査を通し、総括的に御意見等がございましたら、発言をお願いいたします。

国松敏昭委員

今回、やり取りさせていただいて、思ったことの感想というか、要望的なことも踏まえて、お話しします。

私が臨時福祉給付金給付事業について、中身について質問させていただいたわけですが、やりとりの中で、お答え求めるとなかなか詳細にわたっての中身についてお答えにならなかったと。

大事な事業等々が、これだけやなくても、あえてもう1つ言いますと、今後は臨時福祉給付金以外の事業で今回の委員会では出されている小学生以上の医療費の現物給付についてのこととか。

なかなか、わかりづらいという面もあるし、もうちょっと詳細にわたって、きちっと的確なる答弁をいただきたいというふうなことを思います。

ある意味では、しつこく聞いた面もありますが、本当に大事な事業でございますので、そういう面では、もうちょっと、きちっと中身についての的確な御答弁をいただきたいなということ意見を申し上げておきたいと思っております。

それから、また小学生の医療費の現物給付については、今後、周知徹底されると思いますが、本当に的確に、関係者に伝わるようなことで、市報だけじゃなくても、あらゆる工夫をなさって、本当に一人一人がきちんとその事業の中身についてわかるような周知徹底をして



議案甲第38号 鳥栖市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

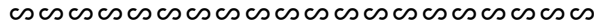
中川原豊志委員長

次に、議案甲第38号 鳥栖市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



議案甲第39号 鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例

中川原豊志委員長

次に、議案甲第39号鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



議案甲第40号 鳥栖市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

中川原豊志委員長

次に、議案甲第40号 鳥栖市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

御異議がありますので、挙手により採決を行います。

本案は原案とおおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



報 告（市民環境部環境対策課、健康福祉みらい部スポーツ振興課）

佐賀県東部ブロックごみ処理施設建設協議会等の経過報告 （仮称）健康スポーツセンター事業の今後の考え方

中川原豊志委員長

次に、議案外ではございますが、執行部からの報告を行いたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

まず、環境対策課からお願いします。

槇原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

今回、環境対策課より12月22日に開催をお願いしております全員協議会の内容につきまして、本来であれば、本委員会におきまして、その概要を御説明すべきところではございますが、今回の全員協議会で説明を予定しております内容が次期ごみ処理施設建設に係る2市3町の確認事項に関する覚書の内容となりますことから、構成自治体それぞれの議会におきまして、同じ時期に同様の説明をすることといたしております。

このため、大変申しわけございませんが、委員の皆様にも全員協議会当日の資料配付とあわせまして御説明をさせていただくことにつきまして、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、各議会への御説明を終えた後は、12月27日に2市3町による覚書の調印式を行う予定といたしております。

以上、御報告といたします。

中川原豊志委員長

ありがとうございました。

この際ですが、何か確認したいことはございますでしょうか。よろしいですか。

成富牧男委員

これ、議会の権限ってであると。何か、法的には、いや、でけんよっていうあれはあるんで

すか。もうないんですか。仮にですけど。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

基本的には、覚書につきましては、執行部のほうで決定をさせていただくということで、御報告ということになると思います。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

よろしいですか。

[発言する者なし]

では次に、先ほど自由討議の中で報告を受けたいということで、申し入れをしました（仮称）健康スポーツセンターについての説明を担当の方からよろしいですか。

古賀達也スポーツ振興課長

（仮称）健康スポーツセンターの今後の考え方でございますけれども、先日の全員協議会で御説明したとおりでございます。市庁舎の整備についての検討を最優先事項としたいということで、（仮称）健康スポーツセンターの予算化につきましては、当面見送るということで考えております。

なお、市庁舎の整備につきましては、来年度から具体的な検討に入ります関係で、全員協議会の質疑の中で申し上げましたけれども、（仮称）健康スポーツセンターの整備時期につきましては、現時点では具体的なスケジュールを持っていないところでございます。

今後、具体的な市庁舎の整備等と大型事業の進捗状況を踏まえながら、また、議会からいただいております申し入れ等ももらっておりますけれども、そういう点を踏まえながら、今後、健康スポーツセンターについて、再度検討をしてみたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

この際ですが、何か御質問等ございましたら。

国松敏昭委員

今のお話では、現時点で具体的なものは持ち合わせてないと。それで、当面見送りということでございますので、そうしたら、今まで進めた、実施設計まで入っているんでしょう。どこでとまっているのか。

また、じゃあいつ、どういう形でこれを……、棚上げしたままなのか。

もう全く、今の時点では答えられないのかなという思いもあるけど、もうちょっと、何か

出てこないんですかね、今後のことについて。

質問の意味、おわかりでしょうか。

古賀達也スポーツ振興課長

(仮称)健康スポーツセンターにつきましては、6月末で実施設計まで終わっております。

それで、今後の考え方につきましては、工事費の積算をもとに予算化を行いまして、その後、契約、着手というように進んでいく予定でございます。現時点では、実施設計まで終了している段階でございます。

また、もう1点、いつまでということでございますけれども、先ほども申し上げましたけれども、市庁舎の整備を含めまして、各種大型事業の進捗状況を踏まえながら、健康スポーツセンターの建設についての検討を行いながら、しかるべき時期が参りましたら、また再度、議会のほうにも御説明を申し上げてまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

成富牧男委員

今、ずっと聞きましたけど、基本的に、市長が言われたことと全然変わっていませんよね。もちろん、大枠はそれでいいんですけど、市長はこれ、公約やったんですね、もともと。だから、そこんところをどう踏まえるのかと。

それから何か、市長の答弁じゃなくて、原課としての思い、それこそ、今で言えば、実施設計までやってきたと。全体の財政状況とか見らにゃいかんっちゃ、全くそのとおりです、私も賛成です。

だけど、何かさっきのでは、ある意味、変な言い方すると、縄張り争いのような言い方に捉えてはいけないんですけども、何かちょっと、原課としての熱を感じなかったんですけど。そこら辺、優先順位としては一番高いんですよ。持ってあるんでしょう、こっこの詫間部長のところとしては。そこんところ、どうですか。さっきの話やったら、市長答弁、市長が言われたことと基本的に全く変わらないから。

それはそうかもしれんけどっていう、何か不満なところ、いろいろ言いたいこともあろうし、そこら辺も込めて、言葉には出さんでいいけど、私たちは、これは絶対これからも主張していきますとかね。そういうのが、そして調和していくわけですから、全体の中でね。いろいろな、まさに全体の行政の施策の優先順位というのがおのずから決められていくわけですから。何か一言ぐらい、今んとじゃ、ちょっと大丈夫という感じがしましたけどね。

詫間 聡健康福祉みらい部長



中川原豊志委員長

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして、平成28年12月定例会厚生常任委員会を閉会いたします。

午前11時10分閉会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会厚生常任委員長 中 川 原 豊 志 ㊞

